

始良中央地区合併協議会

第19回会議



溝辺の台地に広がる茶畑



溝辺町竹子にオープンした「竹子の里:きらく館」

平成16年2月26日(木) 午後1時30分
国分シビックセンター多目的ホール

第19回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成16年2月26日(木) 午後1時30分から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 委嘱状の交付
- 4 新市名称名付け親大賞・親賞の贈呈
- 5 諸般の報告
- 6 議 事

(前回提案された事項)

(第18回資料)

- (1) 協議第44号 建設関係事業の取扱いについて(協定項目25-18) …… 別冊1
- (2) 協議第45号 上・下水道事業【水道】の取扱いについて(協定項目25-19-①) …… 別冊2
- (3) 協議第46号 上・下水道事業【下水道】の取扱いについて(協定項目25-19-②) …… 別冊3
- (4) 協議第47号 地域審議会の設置について(協定項目8) …… 別冊4
- (5) 議案第2号 平成16年度始良中央地区合併協議会事業計画及び平成16年度始良中央地区合併協議会予算について…………… P 3

(議決事項)

(第19回資料)

- (6) 議案第3号 平成15年度始良中央地区合併協議会補正予算(第1号)について…………… 別冊6
- 7 次回の協議事項について

(提案説明)

(第19回資料)

- (1) 協議第39号 農林水産関係事業【農業】の取扱いについて(協定項目25-16-①) …… 別冊1
- (2) 協議第48号 一般職の職員の身分の取扱いについて(協定項目11) …… 別冊2
- (3) 協議第49号 町名・字名の取扱いについて(協定項目19) …… 別冊3
- (4) 協議第50号 その他事業【指定金融機関等】の取扱いについて(協定項目25-27-①) …… 別冊4
- 8 新市まちづくり計画(修正案)について…………… 別冊5
- 9 その他
 - ・次回の会議日程等について
- 10 閉 会

<配付資料>

- ・第19回会議資料、別冊1～別冊5

<当日配付資料>

- ・議案第3号 平成15年度始良中央地区合併協議会補正予算(第1号)について…………… 別冊6

諸般の報告（協議会の行事や事務局の動き）第19回協議会

期 日	内 容	備 考
2月12日（木）	第18回協議会 13:30 多目的ホール 第12回議会議員の定数及び任期検討小委員会 10:00 多目的ホール	総務班 調整班
2月13日（金）	社会教育分科会 13:30 溝辺町 体育協会長会 14:00 溝辺町	調整班
2月16日（月）	総務分科会 13:30 国分市 農業委員会分科会 13:30 横川町	調整班
2月17日（火）	総務専門部会 13:00 牧園町 商工専門部会 13:30 国分市	調整班
2月18日（水）	教育専門部会 10:00 溝辺町	調整班
2月19日（木）	第19回幹事会 13:30 多目的ホール 企画専門部会 10:00 国分市	総務班 調整班
2月20日（金）	介護保険分科会 13:30 横川町	調整班
2月23日（月）	住基・戸籍分科会 14:00 国分市	調整班
2月24日（火）	教育専門部会 14:00 溝辺町	調整班
2月25日（水）	教育長会 9:00 溝辺町 総務分科会	調整班
2月26日（木）	第19回協議会 13:30 多目的ホール 第13回議会議員の定数及び任期検討小委員会 10:00 多目的ホール 消防防災分科会 9:30 国分市	総務班 調整班

<今後の予定>

2月27日（金）	企画分科会 13:30 国分市 総務分科会 13:30 国分市	調整班
3月1日（月）	総務専門部会 13:30 国分市	調整班
3月5日（金）	第20回幹事会 13:30 多目的ホール	総務班
3月11日（木）	第20回協議会 13:30 多目的ホール	総務班

農林水産関係事業【農業】の取扱いについて（協定項目25-16-①）

農林水産関係事業【農業】の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 地域農政推進対策事業（農政審議会含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、合併までに調整する。
- 2 農業振興地域整備計画は、新市において策定する。なお、策定までは旧市町の例による。
農業振興地域整備促進協議会の委員等については、合併までに調整する。
- 3 認定農業者、新規就農者等の営農活動に対する支援事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、特色ある単独事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ経過措置を含め、制度内容等を合併までに調整する。
- 4 農業制度（振興）資金利子補給事業等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、利子補給率については、合併までに調整する。
金融運営協議会等の設置については、合併までに調整する。
福山町が実施している農業経営振興資金(単独)貸付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容については合併までに調整する。
- 5 水田農業推進協議会事業、地域水田農業ビジョン等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、新市において調整する。
- 6 環境保全型農業推進事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、単独補助事業は、合併時に廃止する。
- 7 畜産関係の各種振興事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容については、合併までに調整する。
- 8 畜産共進会開催については、関係機関と実施方法等を協議し合併までに調整する。
- 9 農業地域活性化イベントは、当分の間新市において現行のとおり旧市町の範囲で実施する。ただし、内容等が類似しているものは、統廃合を含め検討する。

平成16年 3月11日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸明人

農業事務事業総括表

始良中央地区合併協議会 調整内容

協議項目	各種事務事業の取扱い（各種農業事務事業）	関係項目	農業
	1 地域農政推進対策事業（農政審議会含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、合併までに調整する。		
	2 農業振興地域整備計画は、新市において策定する。なお、策定までは旧市町の例による。農業振興地域整備促進協議会の委員等については、合併までに調整する。		
	3 認定農業者、新規就農者等の営農活動に対する支援事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、特色ある単独事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ経過措置を含め、制度内容等を合併までに調整する。		
	4 農業制度（振興）資金利子補給事業等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、利子補給率については、合併までに調整する。 金融運営協議会等の設置については、合併までに調整する。 福山町が実施している農業経営振興資金(単独)貸付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容については合併までに調整する。		
	5 水田農業推進協議会事業、地域水田農業ビジョン等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、新市において調整する。		
	6 環境保全型農業推進事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、単独補助事業は、合併時に廃止する。		
	7 畜産関係の各種振興事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容については、合併までに調整する。		
	8 畜産共進会開催については、関係機関と実施方法等を協議し合併までに調整する。		
	9 農業地域活性化イベントは、当分の間新市において現行のとおり旧市町の範囲で実施する。ただし、内容等が類似しているものは、統廃合を含め検討する。		

農業事務事業総括表

項 目	事業実施市町							調整の内容	備考 国・県制度 (事業)	
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町			
1	地域農政推進対策事業（農政審議会含む）	○	○	○	○	○	○	○	地域農政推進対策事業（農政審議会含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、合併までに調整する。	
2	農業振興地域整備計画	○	○	○	○	○	○	○	農業振興地域整備計画は、新市において策定する。なお、策定までは旧市町の例による。 農業振興地域整備促進協議会の委員等については、合併までに調整する。	
3	認定農業者育成事業	○	○	○	○	○	○	○	認定農業者育成事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については新市において調整する。 横川町が実施している単独事業は、平成16年度計画に掲載された事業については、平成18年度までは実施するが、以後廃止する。 認定農業者の会は、合併後速やかに統一する。	
4	新規就農者育成事業	○	○	○	○	○	○	○	新規就農者育成事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、牧園町が実施している償還金の単独補助制度は、新市に引き継ぐ。	※
5	農業後継者等育成就農支援事業			○					農業後継者等育成就農支援事業は、横川町の例により新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整する。	
6	認定農業者農用地集積促進事業		○						認定農業者農用地集積促進事業は、溝辺町の例により新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整する。	
7	農業制度（振興）資金利子補給事業等	○	○	○	○	○	○	○	農業制度（振興）資金利子補給事業等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、利子補給率については、合併までに調整する。 金融運営協議会等の設置については、合併までに調整する。	※
8	農業経営振興資金（単独）貸付事業							○	農業経営振興資金（単独）貸付事業は、福山町の例により新市に引き継ぐ。なお、制度内容については、合併までに調整する。	
9	水田農業推進協議会事業	○	○	○	○	○	○	○	水田農業推進協議会事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、新市において調整する。	
10	地域水田農業ビジョン	○	○	○	○	○	○	○	地域水田農業ビジョンは旧市町のとおり新市に引き継ぐ。	※
11	環境保全型農業推進事業	○	○	○	○	○	○	○	環境保全型農業推進事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、単独補助事業は、合併時に廃止する。	
12	畜産関係事業補助金		○	○	○	○		○	畜産関係事業補助金は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整する。	
13	家畜共同出荷事業		○	○	○	○		○	家畜共同出荷事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整する。	
14	家畜導入事業	○	○	○	○	○	○	○	家畜導入事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、単独事業の制度内容については、合併までに調整する。	※
15	家畜導入及び保留補助事業	○	○	○	○	○	○	○	家畜導入及び保留補助事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整する。	
16	家畜排泄物処理施設等整備事業	○	○	○	○	○	○	○	家畜排泄物処理施設等整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容、補助金等については合併までに調整する。	
17	畜産共進会	○	○	○	○	○	○	○	畜産共進会開催については、関係機関と実施方法等を協議し合併までに調整する。	
18	農業地域活性化イベント	○	○	○	○	○	○	○	農業地域活性化イベントは、当分の間新市において現行のとおり旧市町の範囲で実施する。ただし、内容等が類似しているものは、統廃合を含め検討する。	

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	1 地域農政推進対策事業（農政審議会含む）
調整の内容	地域農政推進対策事業（農政審議会含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、合併までに調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>【名称】国分市農政推進対策協議会 【目的】国分市農政を総合的に推進するために市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査協議する。 1農業経営・生産対策に関すること。 2農業振興地域整備に関すること。 3その他農政に関すること。 【内容】総合的な農業行政の策定及び進行管理 1農業経営・生産対策に関すること。 2農業振興地域整備に関すること。 3その他農政に関すること。 【構成メンバー】 会長：国分市農業委員会会長 副会長：あいら農協国分地区担当理事 委員 ・市議会産業経済委員長 ・始良農業改良普及センター次長 ・市土地改良区理事長 ・かごしま中部農業共済組合国分地区理事代表 ・市ゴボウ部会長（園芸作物農家代表） ・市茶業振興会副会長（工芸作物農家代表） ・市良質米生産振興会中支部支部長（米農家代表） ・市観光農業振興会会長（落葉果樹農家代表） ・市肉用牛生産振興会会長（畜産農家代表） ・市認定農業者の会会長 ・市生活研究グループ連絡協議会会長 ・生活改善協力員 ・鹿児島県女性農業経営士 【事業費】 報酬：会長5,500円、委員5,100円、1回当たり合計71,800円 平成15年度は3回開催予定</p>	<p>【名称】溝辺町農政推進協議会 【目的】 ・農業を取り巻く諸情勢に対応するため、農業振興の方向と具体的推進方策を明らかにする。このため、関係機関、団体が一体となり、課題の究明と施策の調整検討を行い、溝辺町農業を総合的に推進する。 【事業内容】 ・農政の各種調査、企画立案、事業推進に関すること。 ・農業振興及び農業振興計画策定に関すること。 ・構造政策の推進に関すること。 ・その他目的達成に必要な事項に関すること。 【構成メンバー】 会長：溝辺町長 副会長：町農業委員会会長 委員 ・あいら農協溝辺地区担当理事 ・かごしま中部農業共済組合溝辺担当理事 ・始良農業改良普及センター所長 ・町議会議長 ・町議会建設経済委員長 ・十三塚原土地改良区理事長 ・竹子土地改良区理事長 ・町構造政策指導員 ・町自治公民館連絡協議会代表 ・町農業生産組織代表（畜産、野菜、茶） ・町農林関係技術連絡協議会代表 ・指導農業者代表 ・ホームリーダー代表 ・学識経験者 【事業費】 委員報酬 @4,500円</p>	<p>【名称】横川町経営・生産対策推進会議 【目的】 ・関係機関、団体及び農業者を含む地域の関係者間の連携・調整を行い、地域農業マスタープランの振興管理及び総合的な評価を行う。 ・認定農業者に対して経営情報等を提供し、経営改善指導を行う。また認定農業者を増やすため農業者に対して説明会を開催する。 ・農地の出し手、受け手の意向調査を行い、農地に対する情報を把握する。また関係機関で構成するプロジェクトチームにより、調査・分析を行う。 ・集積促進員の戸別訪問や、認定農業者や地域農業団体への利用権設定等による農地の利用集積を図る。 【構成メンバー】 ・横川町長 ・議会議長 ・経済建設委員長 ・農業委員会会長 ・J A横川統括支店長 ・かごしま中部農業共済組合 ・園芸振興会会長 ・普及センター長 ・J A営農センター畜産業務課長 ・農業生産組織代表 ・担い手農家代表 ・農業後継者代表 ・商工会会長 ・高齢者代表 ・女性代表 【事業費】 委員報酬 @2,500円</p>	<p>【名称】経営生産対策推進会議（他市町の農政推進協議会に相当） 【内容】 地域農業マスタープランの樹立 総合的な農業行政の策定及び進行管理 ・経営、生産の総合的な振興に関する基本方針 ・効率的且つ安定的な農業経営の基本指標及び育成確保の方針 ・多様な担い手の育成、確保方針 ・新規収納対策推進方針 ・担い手への農用地利用集積方針 ・経営、生産対策として必要な各種事業の導入方針 ・年度活動計画の作成 【構成メンバー】 ・町農業委員会会長 ・同事務局長 ・町園芸部会長 ・肉用牛部会長 ・花卉部会長 ・葉たばこ部会長 ・茶業部会長 ・水稻部会長 ・中津川農用地改善組合長 ・農林課長 ・同係長 ・同参事 ・農政専門指導員 【事業費】 委員報酬 支給なし</p>

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>【平成14年度協議事項】 第1回（6月28日）： ①中山間地域直接支払に係る集落協定の変更について ②地域農業マスタープランの平成14年度計画及び基本構想推進アクションプログラムの承認について ③資源循環型農業推進総合対策事業実施計画の承認について 第2回（9月17日）： ①農用地利用計画の変更（個別見直し）の承認について ②個別除外における農用地区域の外周部接続の取り扱いについて 第3回（1月15日）： ①個別除外における農用地区域の外周部の取り扱いの承認について ②農用地利用計画の変更（個別見直し）の承認について ③農業経営改善計画の承認について 第4回（3月25日）： ①水田農業経営確立対策について ②農用地利用計画の変更（個別見直し）の承認について ③平成14年度地域農業マスタープランの総合的な評価結果について ③平成14年度環境保全型農業総合推進事業の実績について 【平成15年度協議事項】 第1回（8月27日）： ①地域農業マスタープランの平成14年度計画及び基本構想推進アクションプログラムの承認について ②平成15年度資源循環型農業推進総合対策事業実施計画の承認について</p>	<p>【平成14年度協議事項】 ・総会（7月4日） ①平成13年度主要事業報告・収支決算書の承認について ②平成14年度農政の基本方針と主要施策・収支予算書の承認について ③平成14年度地域農業マスタープラン及び基本構想推進アクションプログラムの承認について ・第2回（10月21日） ①平成14年度第1次農業経営改善計画認定申請書審査結果報告及び承認について ②経営構造対策事業について ・第3回（3月28日） ①認定農業者の終期到来における経営改善の取り組み状況について ②平成14年度第2次再認定申請者の概要について ③平成14年度第2次新規認定申請者の概要について 【平成15年度協議事項】 ・総会（7月2日） ①平成14年度主要事業報告・収支決算書の承認について ②平成15年度農政の基本方針と主要施策・収支予算書の承認について ③平成15年度地域農業マスタープラン及び基本構想推進アクションプログラムの承認について ・第2回（10月20日） ①認定農業者の終期到来における経営改善の取り組み状況について ②平成15年度第1次再認定申請者の概要について ③平成15年度第1次新規認定申請者の概要について</p>	<p>【平成14年度協議事項】 第1回（5月） ①地域農業マスタープランの平成14年度計画及び基本構想推進アクションプログラムの承認について 第2回（11月） ①経営・生産対策に係わる進行状況検討について 第3回（3月） ①平成14年度地域農業マスタープランの総合的な評価結果について ②平成14年度新規認定農業者の検討会について 【平成15年度協議事項】 第1回（5月） ①地域農業マスタープランの平成15年度計画及び基本構想推進アクションプログラムの承認について 第2回（11月） ①経営・生産対策に係わる進行状況検討について ②平成15年度再認定農業者の検討について 第3回（3月）・・・開催予定 ①平成15年度地域農業マスタープランの総合的な評価結果について ②平成14年度再認定農業者の認定について</p>	<p>【平成14年度協議事項】 第1回（5月） ①地域農業マスタープランの平成14年度計画及び基本構想推進アクションプログラムの承認について 第2回（11月） ①経営・生産対策に係わる進行状況検討について 第3回（3月） ①平成14年度地域農業マスタープランの総合的な評価結果について ②平成14年度新規認定農業者の検討会について 【平成15年度協議事項】 第1回（5月） ①地域農業マスタープランの平成15年度計画及び基本構想推進アクションプログラムの承認について 第2回（11月） ①経営・生産対策に係わる進行状況検討について ②平成15年度再認定農業者の検討について 第3回（3月）・・・開催予定 ①平成15年度地域農業マスタープランの総合的な評価結果について ②平成14年度再認定農業者の認定について</p>

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	1 地域農政推進対策事業（農政審議会含む）
調整の内容	地域農政推進対策事業（農政審議会含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、合併までに調整する。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>【名称】経営・生産対策推進会議（他市町の農政推進会議に相当）</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関、団体及び農業者を含む地域の関係者間の連携・調整を行い、地域農業マスタープランの振興管理及び総合的な評価を行う。 ・認定農業者に対して経営情報等を提供し、経営改善指導を行う。また認定農業者を増やすため農業者に対して説明会を開催する。 ・農地の出し手、受け手の意向調査を行いながら農地に対する情報を把握し、認定農業者や地域農業団体への利用権設定等による農地の利用集積をを図る。また関係機関で構成するプロジェクトチームにより、調査・分析を行う。 <p>【構成メンバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・霧島町長（会長） ・霧島町議会議長 ・農業委員会会長 ・農業委員会部会代表2名 ・農業委員会女性代表2名 ・JAあいら理事2名 ・JAあいら霧島支店長 ・JAあいら霧島地区女性部代表2名 ・始良農業改良普及S国分市駐在次長 ・鹿児島農政事務所長 ・かごしま中部農業共済組合理事 ・葉たばこ生産組合長・茶業振興会長・園芸振興会長 ・前田地区受託者生産組合長・和牛改良組合長・育牛部会長 ・養豚振興会会長・農業関係法人代表・生活研究グループ会長 ・始良農業改良普及S国分市駐在担当2名、 ・JAあいら東部地域営農センター長 ・JAあいら東部地域営農センター霧島担当 ・農業委員会事務局長 ・霧島町経済課長 ・霧島町経済課長補佐 ・霧島町経済課担当(事務局) <p>【事業費】</p> <p>委員報酬 一律2,000円（規定等なし）</p>	<p>【名称】隼人町農政審議会</p> <p>【目的】隼人町農政全般に係る基本事項の実施に関し必要な事項について調査、審議し、その結果を町長に答申し、又は建議する。</p> <p>【内容】総合的な農業行政の策定及び進行管理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1農業経営・生産対策に関すること。 2農業振興地域整備に関すること。 3その他農政に関すること。 <p>【構成メンバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町議会議員 ・町農業委員会の委員 ・あいら農業協同組合の理事 ・町役職員 ・農林業団体代表者 ・農業機能集団代表者 ・学識経験者 <p>【事業費】</p> <p>委員報酬 会長 4,800円 委員 4,600円</p>	<p>【名称】福山町経営・生産対策推進会議</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関、団体及び農業者を含む地域の関係者間の連携・調整を行い、地域農業マスタープランの振興管理及び総合的な評価を行う。 ・認定農業者に対し経営情報等を提供、経営改善指導を行う。また認定農業者を増やすため農業者に対して説明会を開催する。 ・農地の出し手、受け手の意向調査を行い、農地に対する情報を把握する。また関係機関で構成するプロジェクトチームにより、調査・分析を行う。 ・集積促進員の戸別訪問や、認定農業者や地域農業団体への利用権設定等による農地の利用集積をを図る。 <p>【構成メンバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町長 ・議会議長 ・議会産業教務委員長 ・農業委員会会長 ・JA福山統括支店長 ・かごしま中部農業共済組合・土地改良区理事長 園芸振興会会長・普及センター長 ・JA営農センター畜産業務課長 ・農業生産組織代表・担い手農家代表 ・農業後継者代表・商工会会長 ・高齢者代表・女性代表 <p>【事業費】</p> <p>委員報酬 @2,000円</p>	<p>地域農政推進対策事業（農政審議会含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、合併までに調整する。</p>

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>【平成14年度協議事項】</p> <p>①地域農業マスタープランの平成14年度計画及び基本構想推進アクションプログラムの承認について</p> <p>②平成14年度中における個別除外の報告について</p> <p>【平成15年度協議予定事項】</p> <p>①地域農業マスタープランの平成15年度計画及び基本構想推進アクションプログラムの承認について</p> <p>②地域水田農業ビジョンについて</p>	<p>【平成14年度協議事項】</p> <p>①地域農業マスタープランの平成14年度計画及び基本構想推進アクションプログラムの承認について</p> <p>②平成14年度中における個別除外の報告について</p> <p>【平成15年度協議予定事項】</p> <p>①地域農業マスタープランの平成15年度計画及び基本構想推進アクションプログラムの承認について</p> <p>②地域水田農業ビジョンについて</p>	<p>【平成14年度協議事項】</p> <p>第1回</p> <p>①地域農業マスタープランの平成14年度計画及び基本構想推進アクションプログラムの承認について</p> <p>②水田農業経営確立対策事業について</p> <p>第2回</p> <p>①水田農業経営確立対策事業について</p> <p>②地域農業マスタープラン及び基本構想推進アクションプログラムの結果報告について</p> <p>【平成15年度協議事項】</p> <p>第1回</p> <p>①地域農業マスタープランの平成15年度計画及び基本構想推進アクションプログラムの承認について</p> <p>②地域水田農業ビジョンについて</p> <p>第2回</p> <p>①地域水田農業ビジョンについて</p> <p>②地域農業マスタープラン及び基本構想推進アクションプログラムの結果報告について</p>	

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	2 農業振興地域整備計画
調整の内容	農業振興地域整備計画は、新市において策定する。なお、策定までは旧市町の例による。農業振興地域整備促進協議会の委員等については、合併までに調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>【国分市農業振興地域整備計画書】 農業振興地域決定（昭和46年11月2日） 前回特別管理（平成12年8月23日） 一般管理（個別除外等）随時</p> <p>【計画書管理内容】 市農業振興地域整備計画書は、概ね5年ごとに経済情勢の変化等により農用地利用計画を中心に抜本的な見直しを行う特別管理（全体的見直し）と、個人申請等により緊急性、目的、転用許可基準などからやむを得ないと認められるものに限り行う一般管理（個別除外等）があり、計画書の適正管理を行っている。</p> <p>【事務手順】 ・農振除外申請受付 ・農業委員会へ変更について意見書交付依頼 ・関係機関による現地調査 ・県に事前相談書類提出 ・県から異義なしの回答後 ・農用地利用計画の変更案の公告・縦覧（45日間） ・知事への変更協議申し出書の提出 ・知事から変更について同意通知後 ・変更後の農業振興地域整備計画の決定公告 ・申請者、関係機関へ通知</p> <p>【その他】 農振地図（土地利用計画図）1/25,000</p>	<p>【溝辺町農業振興地域整備計画書】 農業振興地域決定（昭和46年11月12日） 農用地区域決定（昭和46年3月31日） 前回特別管理（全体見直し）（平成10年11月11日） 一般管理（個別見直し）その都度</p> <p>【計画書管理内容】 農業振興地域整備計画書は概ね5年ごとに経済情勢の変化等により農用地利用計画を中心に抜本的な見直しを行う特別管理（全体見直し）と、個人の申請により緊急性、目的、位置転用許可基準などからやむを得ないと認められるものに限り行う一般管理（個別見直し）があり、計画書の適正管理を行っている。</p> <p>【事務手順】 【事務手順】 ・農振除外申請受付 ・農業委員会へ変更について意見書交付依頼 ・関係機関による現地調査 ・県に事前相談書類提出 ・県から異義なしの回答後 ・農用地利用計画の変更案の公告・縦覧（45日間） ・知事への変更協議申し出書の提出 ・知事から変更について同意通知後 ・変更後の農業振興地域整備計画の決定公告 ・申請者、関係機関へ通知</p> <p>【その他】 農振地図 1/50,000</p>	<p>【横川振興地域整備計画書】 農業振興地域決定（昭和47年度） 農用地区域決定（昭和48年度） 前回特別管理（昭和56年度）</p> <p>【計画書管理内容】 町農業振興地域整備計画書は、概ね5年ごとに経済情勢の変化等により農用地利用計画を中心に抜本的な見直しを行う特別管理（全体的見直し）と、個人申請等により緊急性、目的、位置転用許可基準などからやむを得ないと認められるものに限り行う一般管理（個人除外）があり、計画書の適正管理を図っている。</p> <p>【事務手順】 ・農振除外申請受付 ・農業委員会へ変更について意見書交付依頼 ・関係機関による現地調査 ・県に事前相談書類提出 ・県から異義なしの回答後 ・農用地利用計画の変更案の公告・縦覧（45日間） ・知事への変更協議申し出書の提出 ・知事から変更について同意通知後 ・変更後の農業振興地域整備計画の決定公告 ・申請者、関係機関へ通知</p> <p>【その他】 農振地図 1/25,000</p>	<p>【牧園町農業振興地域整備計画書】 農業振興地域決定（昭和45年3月30日） 農用地区域決定（昭和46年6月5日） 前回特別管理（平成13年2月1日） 一般管理（個人除外）随時</p> <p>【計画書管理内容】 町農業振興地域整備計画書は、概ね5年ごとに経済情勢の変化等により農用地利用計画を中心に抜本的な見直しを行う特別管理（全体的見直し）と、個人申請等により緊急性、目的、位置転用許可基準などからやむを得ないと認められるものに限り行う一般管理（個人除外）があり、計画書の適正管理を図っている。</p> <p>【事務手順】 ・農振除外申請受付 ・農業委員会へ変更について意見書交付依頼 ・関係機関による現地調査 ・県に事前相談書類提出 ・県から異義なしの回答後 ・農用地利用計画の変更案の公告・縦覧（45日間） ・知事への変更協議申し出書の提出 ・知事から変更について同意通知後 ・変更後の農業振興地域整備計画の決定公告 ・申請者、関係機関へ通知</p> <p>【その他】 農振地図 1/50,000</p>

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>(協議会等の設置なし)</p> <p>・国分市農政推進対策協議会において協議、承認を受ける。</p>	<p>【名称】 溝辺町農業振興地域整備促進協議会</p> <p>【目的】 農業振興地域に関する重要施策の適切な推進を図る</p> <p>【協議内容】 ①農業振興地域整備計画の策定及び変更に関する事項 ②農業振興地域整備計画に基づく事業の実施に関する重要事項 ③その他農業振興地域整備に関し必要な事項</p> <p>【委員構成】 12名以内（現在11名任期H15.5.29～H17.5.28） 議長・議会正副委員長6名・農委会長・農業共済組合・農協理事・竹子土地改良区理事長</p> <p>【委員報酬】 報酬支給条例による @4,600円</p>	<p>【名称】 横川町農業振興地域整備促進協議会</p> <p>【目的】 農業振興地域に関する重要施策の適切な推進を図る</p> <p>【協議内容】 ①農業振興地域整備計画の策定及び変更に関する事項 ②農業振興地域整備計画に基づく事業の実施に関する重要事項</p> <p>【委員構成】 21名 農業委員会長 農業委員 農業共済組合 農業協同組合理事</p> <p>【委員報酬】 支給なし</p>	<p>【名称】 牧園町農業振興地域整備促進協議会</p> <p>【目的】 農業振興地域に関する重要施策の適切な推進を図る</p> <p>【協議内容】 ①農業振興地域整備計画の策定及び変更に関する事項</p> <p>【委員構成】 各農業関係機関</p> <p>【委員報酬】 支給なし</p>

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	2 農業振興地域整備計画
調整の内容	農業振興地域整備計画は、新市において策定する。なお、策定までは旧市町の例による。農業振興地域整備促進協議会の委員等については、合併までに調整する。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>【霧島町農業振興地域整備計画書】 農業振興地域決定（昭和45年12月18日） 農用地区域決定（昭和46年6月5日） 前々回特別管理（昭和51年5月31日） 前回特別管理（平成5年1月21日）</p> <p>一般管理（年3件程度の個別除外）随時</p> <p>【計画書管理内容】 町農業振興地域整備計画書は、概ね5年ごとに経済情勢の変化等により農用地利用計画を中心に抜本的な見直しを行う特別管理（全体的見直）と、個人申請等により緊急性、目的、位置転用許可基準などからやむを得ないと認められるものに限り行う一般管理（個人除外）があり、計画書の適正管理を図っている。</p> <p>【事務手順】 ・農振除外申請受付 ・農業委員会へ変更について意見書交付依頼 ・関係機関による現地調査 ・県に事前相談書類提出 ・県から異義なしの回答後 ・農用地利用計画の変更案の公告・縦覧（45日間） ・知事への変更協議申し出書の提出 ・知事から変更について同意通知後 ・変更後の農業振興地域整備計画の決定公告 ・申請者、関係機関へ通知</p> <p>【その他】 農振地図 1/50,000 農業委員会の農地管理システム利用を利用するが、農政サイドの予算なし。 農業振興地域整備促進協議会等は設置していない。（要綱等もない）</p>	<p>【隼人町農業振興地域整備計画書】 農業振興地域決定（昭和45年度） 農用地区域決定（昭和46年度） 前回特別管理（平成14年6月25日） 一般管理（個別除外）随時受付</p> <p>【計画書管理内容】 隼人町農業振興地域整備計画書は、概ね5年ごとに経済情勢の変化等により農用地利用計画を中心に抜本的な見直しを行う特別管理（全体見直）と個人申請等により緊急性、目的等やむを得ない場合のみ行う一般管理（個別除外）があり、計画書の適正管理を図っている。</p> <p>【事務手順】 ・農振除外申請受付 ・農業委員会へ変更について意見書交付依頼 ・関係機関による現地調査 ・県に事前相談書類提出 ・県から異義なしの回答後 ・農用地利用計画の変更案の公告・縦覧（45日間） ・知事への変更協議申し出書の提出 ・知事から変更について同意通知後 ・変更後の農業振興地域整備計画の決定公告 ・申請者、関係機関へ通知</p> <p>【その他】 土地利用計画図 1/25,000 1/50,000</p>	<p>【福山町農業振興地域整備計画書】 農業振興地域決定（昭和45年12月18日） 農用地区域決定（昭和45年12月18日） 前回特別管理（平成11年5月21日） 一般管理（個人除外）年6回 偶数月</p> <p>【計画書管理内容】 町農業振興地域整備計画書は、概ね5年ごとに経済情勢の変化等により農用地利用計画を中心に抜本的な見直しを行う特別管理（全体的見直）と、年6回個人申請等により緊急性、目的、位置転用許可基準などからやむを得ないと認められるものに限り行う一般管理（個人除外）があり、計画書の適正管理を図っている。</p> <p>【事務手順】 ・農振除外申請受付 ・農業委員会へ変更について意見書交付依頼 ・関係機関による現地調査 ・県に事前相談書類提出 ・県から異義なしの回答後 ・農用地利用計画の変更案の公告・縦覧（45日間） ・知事への変更協議申し出書の提出 ・知事から変更について同意通知後 ・変更後の農業振興地域整備計画の決定公告 ・申請者、関係機関へ通知</p> <p>【その他】 農振地図 1/25,000</p>	<p>農業振興地域整備計画は、新市において策定する。なお、策定までは旧市町の例による。農業振興地域整備促進協議会の委員等については、合併までに調整する。</p>

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>(協議会等の設置なし)</p> <p>・霧島町経営・生産対策推進会議において協議、承認を受ける。</p>	<p>(協議会等の設置なし)</p> <p>隼人町農政審議会において協議、承認を受ける。</p>	<p>【名称】 福山町農業振興地域整備促進審議会</p> <p>【目的】 農業振興地域に関する重要施策の適切な推進を図る</p> <p>【協議内容】 ①農業振興地域整備計画の策定及び変更に関する事項 ②農業振興地域整備計画に基づく事業の実施に関する重要事項</p> <p>【委員構成】 17名 町議会議員1名 農業委員会3名 農協4名 共済組合1名 土地改良区1名 農業研究会3名 地区公民館代表4名</p> <p>【委員報酬】 報酬支給条例による @4,600円(委員長4,800円)</p>	

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	3 認定農業者育成事業
調整の内容 認定農業者育成事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については新市において調整する。 横川町が実施している単独事業は、平成16年度計画に掲載された事業については、平成18年度までは実施するが、以後廃止する。 認定農業者の会は、合併後速やかに統一する。			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>【名称】 国分市認定農業者の会</p> <p>【会員数】 30名</p> <p>【会費】 年 5,000円</p> <p>【目的】 高度な技術と優れた経営感覚を有する中核的担い手農家を育成し、経営規模の拡大や法人化を含めた経営管理の合理化など経営改善への取り組みを進め、効率的かつ安定的な農業経営体を育成する。</p> <p>【内容】 ・定期総会 ・「国分市農業を大いに語ろう会」の実行委員会の代表 ・認定農業者農場訪問研修及び認定終期到来者体験発表 ・農政懇談会 ・親睦ゴルフコンペ ・各部会研修</p> <p>【補助金】 なし</p> <p>【その他】 (事務局) 規約にはないが、実質国分市農政課が事務を行っている。</p>	<p>【名称】 溝辺町認定農業者協議会</p> <p>【会員数】 42名</p> <p>【会費】 なし</p> <p>【目的】 高度な技術と優れた経営感覚を有する中核的担い手農家を育成し、経営規模の拡大や法人化を含めた経営管理の合理化など経営改善への取り組みを進め、効率的かつ安定的な農業経営体を育成する。</p> <p>【内容】 ・年1回「認定農業者と語る会」の開催 ・新規認定農業者に対し「溝辺ふるさと祭り」で認定書とジャンパーを贈っている。</p> <p>【補助金】 なし</p> <p>【その他】 平成15年度は、ジャンパー5着贈る予定 (事務局) 役場農政</p>	<p>【名称】 横川町自立経営農林業振興会 (平成16年度から横川町認定農業者の会)</p> <p>【会員数】 42名(平成16年度から39名)</p> <p>【会費】 年 2,000円</p> <p>【目的】 高度な技術と優れた経営感覚を有する中核的担い手農家を育成し、経営規模の拡大や法人化を含めた経営管理の合理化など経営改善への取り組みを進め、効率的かつ安定的な農業経営体を育成する。</p> <p>【内容】 研修視察、異業種交流</p> <p>【補助金】 なし (事務局) 役場農政</p> <p>【単独事業】横川町認定農業者支援対策事業</p> <p>【趣旨】 農林業の振興を図るため認定農業者が経営する農林業施設及び土木事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p>【事業内容】 規模拡大に伴う農業振興、経営上必要と認められるものであり、国又は県から補助金の交付を受ける事業以外 (1) 道路(農道等)の新設、改良、修理 (2) 土地改良(区画整理、客土、排土等) (3) その他特に必要と認めるもの ただし、1箇所工事費300,000円未満のもの及び規模拡大0.2ha未満のものは適用除外 補助率: 8/10以内 上限を2,500,000円</p> <p>【H14実績】 3箇所 区画整理面積19,786㎡ 事業費6,561,500円 補助金5,888,000円</p>	<p>【名称】 牧園町認定農業者連絡協議会</p> <p>【会員数】 50名</p> <p>【会費】 年 1,000円</p> <p>【目的】 農業者の経営改善計画の目標達成と会員相互の連絡協力を図り農業振興に寄与する。</p> <p>【内容】 ・総会(年1回)の開催 ・連絡会(随時)の開催</p> <p>【補助金】 なし</p> <p>【その他】 事務局は、役場農林課内に置く。</p>

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	3 認定農業者育成事業
調整の内容 認定農業者育成事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については新市において調整する。 横川町が実施している単独事業は、平成16年度計画に掲載された事業については、平成18年度までは実施するが、以後廃止する。 認定農業者の会は、合併後速やかに統一する。			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>【名称】 担い手農家の会</p> <p>【会員数】 19名（認定農業者15名、他4名）</p> <p>【会費】 年 5,000円</p> <p>【目的】 高度な技術と優れた経営感覚を有する中核的担い手農家を育成し、経営規模の拡大や法人化を含めた経営管理の合理化など経営改善への取り組みを進め、効率的かつ安定的な農業経営体を育成する。</p> <p>【内容】 ・研修会や総会の実施</p> <p>【補助金】 なし</p> <p>【その他】 （事務局）役場農政 認定農業者の確保・育成を図るため経営改善支援センターを設置し、各種研修会等を実施しながら、本町農業の経営基盤を強化する。 経営改善支援関係ソフト事業（補助）の予算内で実施し、町単独予算なし。</p>	<p>【名称】 隼人町認定農業者の会</p> <p>【会員数】 21名</p> <p>【会費】 年 15,000円</p> <p>【目的】 高度な技術と優れた経営感覚を有する中核的担い手農家を育成し、経営規模の拡大や法人化を含めた経営管理の合理化など経営改善への取り組みを進め、効率的かつ安定的な農業経営体を育成する。</p> <p>【内容】 ・定期総会 ・農政懇談会 ・パートナーシップ研修 ・異業種交流会</p> <p>【補助金】 なし</p> <p>【その他】 （事務局）役場農政</p> <p>・支援組織（隼人町農業経営改善支援センター） （隼人町経営・生産対策推進会議） （事務局：農林課） 上記組織が連携し、認定農業者および認定志向農業者の育成や支援等を図る。</p> <p>（具体的な支援） ・パソコン複式簿記記帳推進 ・資金の導入 ・有利な補助事業の導入 ・家族経営協定の締結推進 ・経営改善情報収集及び提供活動の推進 ・その他必要に応じた支援策の推進</p>	<p>【名称】 福山町認定農業者の会</p> <p>【会員数】 26名</p> <p>【会費】 年 5,000円</p> <p>【目的】 高度な技術と優れた経営感覚を有する中核的担い手農家を育成し、経営規模の拡大や法人化を含めた経営管理の合理化など経営改善への取組を進め、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。</p> <p>【内容】 ・定期総会 ・先進地研修</p> <p>【補助金】 なし</p> <p>【その他】 事務局は会長宅</p> <p>（参考） ○支援策 ・資金の融資 ・税制の特例 ・経営に関する相談、助言、研修 ・農地の利用集積 ・補助事業の採択</p>	<p>認定農業者育成事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については新市において調整する。 横川町が実施している単独事業は、平成16年度計画に掲載された事業については、平成18年度までは実施するが、以後廃止する。 認定農業者の会は、合併後速やかに統一する。</p>

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	4 新規就農者育成事業
調整の内容		新規就農者育成事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、牧園町が実施している償還金の単独補助制度は、新市に引き継ぐ。	
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>【目的】 新たに就農しようとする青年等が作成した就農計画に基づき、就農支援資金の貸付等の特別措置を講ずることにより、青年等の就農促進を図る。</p> <p>【制度の概要】 新たに就農しようとしている青年等→就農計画の作成→市町村へ提出→普及センター→県知事に提出→就農計画の認定＝認定就農者</p> <p>(研修準備段階) 就農計画上に計画した研修や準備に必要な資金の貸付け(就農研修資金・就農準備資金) 県農業後継者育成基金協会での貸付審査</p> <p>(就農段階) 就農にあたって必要な施設・機械等の導入に必要な資金の貸付け(就農施設等資金) 認定就農者総合融資制度推進協議会による資金利用計画の審査→農協等金融機関の貸付決定</p> <p>(県1/3 個人2/3) 平成15年度 該当者なし</p>	<p>【目的】 新たに就農しようとする青年等が作成した就農計画に基づき、就農支援資金の貸付等の特別措置を講ずることにより、青年等の就農促進を図る。</p> <p>【制度の概要】 新たに就農しようとしている青年等→就農計画の作成→市町村へ提出→普及センター→県知事に提出→就農計画の認定＝認定就農者</p> <p>(研修準備段階) 就農計画上に計画した研修や準備に必要な資金の貸付け(就農研修資金・就農準備資金) 県農業後継者育成基金協会での貸付審査</p> <p>(就農段階) 就農にあたって必要な施設・機械等の導入に必要な資金の貸付け(就農施設等資金) 認定就農者総合融資制度推進協議会による資金利用計画の審査→農協等金融機関の貸付決定</p> <p>(県1/3 個人2/3) 平成15年度 該当者なし</p>	<p>【目的】 新たに就農しようとする青年等が作成した就農計画に基づき、就農支援資金の貸付等の特別措置を講ずることにより、青年等の就農促進を図る。</p> <p>【制度の概要】 新たに就農しようとしている青年等→就農計画の作成→市町村へ提出→普及センター→県知事に提出→就農計画の認定＝認定就農者</p> <p>(研修準備段階) 就農計画上に計画した研修や準備に必要な資金の貸付け(就農研修資金・就農準備資金) 県農業後継者育成基金協会での貸付審査</p> <p>(就農段階) 就農にあたって必要な施設・機械等の導入に必要な資金の貸付け(就農施設等資金) 認定就農者総合融資制度推進協議会による資金利用計画の審査→農協等金融機関の貸付決定</p> <p>(県1/3 個人2/3) 平成15年度 該当者なし</p>	<p>【目的】 新たに就農しようとする青年等が作成した就農計画に基づき、就農支援資金の貸付等の特別措置を講ずることにより、青年等の就農促進を図る。</p> <p>【制度の概要】 新たに就農しようとしている青年等→就農計画の作成→市町村へ提出→普及センター→県知事に提出→就農計画の認定＝認定就農者</p> <p>(研修準備段階) 就農計画上に計画した研修や準備に必要な資金の貸付け(就農研修資金・就農準備資金) 県農業後継者育成基金協会での貸付審査</p> <p>(就農段階) 就農にあたって必要な施設・機械等の導入に必要な資金の貸付け(就農施設等資金) 認定就農者総合融資制度推進協議会による資金利用計画の審査→農協等金融機関の貸付決定</p> <p>(県1/3 個人2/3)</p> <p>【単独事業】 【目的】 就農初期段階における負担を軽減し円滑な就農を促進する為に償還金の一部を助成し将来の農業の中核的な担い手の確保を図る。 就農期間5年以上の者が対象 毎年度の償還金額の本人分の2分の1を補助 (県1/3 個人1/3 町1/3) 償還金額(2名) 2,400,000円 県・町 1,600,000円 本人 800,000円 償還年 平成17年～平成19年</p>

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	4 新規就農者育成事業
調整の内容		新規就農者育成事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、牧園町が実施している償還金の単独補助制度は、新市に引き継ぐ。	
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>【目的】 新たに就農しようとする青年等が作成した就農計画に基づき、就農支援資金の貸付等の特別措置を講ずることにより、青年等の就農促進を図る。</p> <p>【制度の概要】 新たに就農しようとしている青年等→就農計画の作成→市町村へ提出→普及センター→県知事に提出→就農計画の認定＝認定就農者</p> <p>(研修準備段階) 就農計画上に計画した研修や準備に必要な資金の貸付け(就農研修資金・就農準備資金) 県農業後継者育成基金協会での貸付審査</p> <p>(就農段階) 就農にあたって必要な施設・機械等の導入に必要な資金の貸付け(就農施設等資金) 認定就農者総合融資制度推進協議会による資金利用計画の審査→農協等金融機関の貸付決定</p> <p>(県1/3 個人2/3) 平成15年度 該当者なし</p>	<p>【目的】 新たに就農しようとする青年等が作成した就農計画に基づき、就農支援資金の貸付等の特別措置を講ずることにより、青年等の就農促進を図る。</p> <p>【制度の概要】 新たに就農しようとしている青年等→就農計画の作成→市町村へ提出→普及センター→県知事に提出→就農計画の認定＝認定就農者</p> <p>(研修準備段階) 就農計画上に計画した研修や準備に必要な資金の貸付け(就農研修資金・就農準備資金) 県農業後継者育成基金協会での貸付審査</p> <p>(就農段階) 就農にあたって必要な施設・機械等の導入に必要な資金の貸付け(就農施設等資金) 認定就農者総合融資制度推進協議会による資金利用計画の審査→農協等金融機関の貸付決定</p> <p>(県1/3 個人2/3) 平成15年度 該当者なし</p>	<p>【目的】 新たに就農しようとする青年等が作成した就農計画に基づき、就農支援資金の貸付等の特別措置を講ずることにより、青年等の就農促進を図る。</p> <p>【制度の概要】 新たに就農しようとしている青年等→就農計画の作成→市町村へ提出→普及センター→県知事に提出→就農計画の認定＝認定就農者</p> <p>(研修準備段階) 就農計画上に計画した研修や準備に必要な資金の貸付け(就農研修資金・就農準備資金) 県農業後継者育成基金協会での貸付審査</p> <p>(就農段階) 就農にあたって必要な施設・機械等の導入に必要な資金の貸付け(就農施設等資金) 認定就農者総合融資制度推進協議会による資金利用計画の審査→農協等金融機関の貸付決定</p> <p>(県1/3 個人2/3) 平成15年度 該当者なし</p>	<p>新規就農者育成事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、牧園町が実施している償還金の単独補助制度は、新市に引き継ぐ。</p>

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	5 農業後継者等育成就農支援事業																					
調整の内容	農業後継者等育成就農支援事業は、横川町の例により新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整する。																							
国分市	溝辺町	横川町	牧園町																					
事業実施なし	事業実施なし	<p>【事業名】 横川町農業後継者等育成就農支援助成金事業</p> <p>【目的】 横川町は、新規就農の促進や定着化を図るとともに、優れた農業後継者を育成し、本町農業の振興に寄与することを目的に、予算の範囲内において、横川町農業後継者等育成就農支援助成金を交付する。</p> <p>【事業内容】 本事業の交付対象者は、次代を担う新規就農者や農家の後継者であり最低半年以上2年未満の研修を義務とする。助成金の額は下記のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>新規就農者</td> <td>単身</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>夫婦</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>新規学卒者</td> <td>単身</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>Uターン者</td> <td>単身</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>夫婦</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>農業後継者</td> <td>単身</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>夫婦</td> <td>150,000円</td> </tr> </table> <p>研修先の農家が1/2を負担し、町が残り1/2を助成。</p> <p>【協議会】 横川町農業後継者等育成就農支援協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町助役 ・あいら中部営農センター長 ・あいら農業協同組合横川支店長 ・農業委員会事務局長 ・農業委員会会長 ・農業改良普及センターの代表者 ・その他町長が必要と認める者 <p>会長は、町助役をもってこれにあてる。</p> <p>平成15年度設置事業</p>	新規就農者	単身	100,000円		夫婦	150,000円	新規学卒者	単身	100,000円	Uターン者	単身	100,000円		夫婦	150,000円	農業後継者	単身	100,000円		夫婦	150,000円	事業実施なし
新規就農者	単身	100,000円																						
	夫婦	150,000円																						
新規学卒者	単身	100,000円																						
Uターン者	単身	100,000円																						
	夫婦	150,000円																						
農業後継者	単身	100,000円																						
	夫婦	150,000円																						

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	5 農業後継者等育成農支援事業
調整の内容	農業後継者等育成農支援事業は、横川町の例により新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整する。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
事業実施なし	事業実施なし	事業実施なし	<p>農業後継者等育成農支援事業は、横川町の例により新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整する。</p>

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	6 認定農業者農用地集積促進事業
調整の内容	認定農業者農用地集積促進事業は、溝辺町の例により新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
事業実施なし	<p>【目的】 経営規模拡大を目指す認定農業者に対して補助金を交付することにより、町内の農用地の集積拡大及び認定農業者の育成を図り、もって本町農用地の有効利用と農業の生産性向上及び他産業並の所得の向上に資することを目的とする。</p> <p>【交付の対象】 認定農業者</p> <p>【交付の要件】 ・ 賃貸借権を設定した者又は売買により所有権の移転をした者で、1回に10a以上締結した認定農業者 ・ 利用権設定は、1月1日から12月31日までの間に行われたもので存続期間は3年以上 ・ 農業振興地域の農用地区域内で基盤整備完了区域</p> <p>【交付対象外】 ・ 譲受人、賃借人が譲渡人、賃貸人の同一世帯員である場合 ・ 譲受人、賃借人が町内に住所を有しない場合</p> <p>新規契約（10a当たり） 3～5年未満 13,000円 5～10年未満 26,000円 10年以上 39,000円 売 買 39,000円 更新契約（10a当たり） 3～5年未満 10,000円 5～10年未満 20,000円 10年以上 30,000円</p> <p>【平成14年度実績】 3,273,000円、19人、117,656㎡</p>	事業実施なし	事業実施なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	6 認定農業者農用地集積促進事業
調整の内容	認定農業者農用地集積促進事業は、溝辺町の例により新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整する。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
事業実施なし	事業実施なし	事業実施なし	<p>認定農業者農用地集積促進事業は、溝辺町の例により新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整する。</p>

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	7 農業制度（振興）資金利子補給事業等
調整の内容	農業制度（振興）資金利子補給事業等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、利子補給率については、合併までに調整する。金融運営協議会等の設置については、合併までに調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>①農業経営基盤強化資金利子助成金 該当なし</p> <p>②国分市農業近代化資金利子補給金交付 【目的】 農業者に対し、農業協同組合が融資する農業近代化資金の利子補給に関し必要な助成措置を講じ、もって本市における農業経営の近代化を推進し、農家経済の安定向上に資することを目的とする。 【利子補給率】 1.0% 【14年度実績】 18件 574,242円</p> <p>③農業振興資金利子補給 【目的】 鹿児島県農業振興資金利子補給補助金等交付要綱の定めるところによる農業振興資金を借受ける国分市内の農業者等に対して、要綱の定めるところにより、利子補給する。 農業者が農業振興のため借入した場合に生じる利子の軽減を図り、農業経営の安定を図る。 【平成14年度実績】 市：2,243円 県：2,242円</p>	<p>①農業経営基盤強化資金利子助成金 【目的】 町長は、農業経営基盤強化資金の借受者に対し、予算の範囲内において利子助成金を交付する。ただし、町より直接事業費に補助金等の助成がある場合はこの限りでない。 【14年度実績】 9件、347,686円 町：173,846円 県：173,840円</p> <p>②農業近代化資金利子補給 【目的】 農業者に対し、農業協同組合が融資する農業近代化資金の利子補給に関し必要な助成措置を講じ、もって本町における農業経営の近代化を推進し、農家経済の安定向上に資することを目的とする。 【利子補給率】 1.0% 【14年度実績】 上期：61件、1,226,748円 下期：58件、1,113,091円</p> <p>③農業振興資金利子補給 【目的】 鹿児島県農業振興資金利子補給補助金等交付要綱の定めるところによる農業振興資金を借受ける溝辺町内の農業者等に対して、要綱の定めるところにより、利子補給する。 農業者が農業振興のため借入した場合に生じる利子の軽減を図り、農業経営の安定を図る。 【平成14年度実績】 町：433,374円 県：433,373円</p>	<p>①農業経営基盤強化資金利子助成金 該当なし</p> <p>②農業近代化資金利子補給 【目的】 農業者に対し、農業協同組合が融資する農業近代化資金の利子補給に関し必要な助成措置を講じ、もって本町における農業経営の近代化を推進し、農家経済の安定向上に資することを目的とする。 【利子補給率】 0.6% 【14年度実績】 上期：6件、80,983円 下期：6件、99,958円</p> <p>③農業振興資金利子補給 【目的】 鹿児島県農業振興資金利子補給補助金等交付要綱の定めるところによる農業振興資金を借受ける横川町内の農業者等に対して、要綱の定めるところにより、利子補給する。 農業者が農業振興のため借入した場合に生じる利子の軽減を図り、農業経営の安定を図る。 【平成14年度実績】 町：7,998円 県：7,997円</p>	<p>①牧園町農業経営基盤強化資金利子助成金 【目的】 農業者の農業経営の基盤強化を図る為、資金の借受者に対し予算の範囲内において利子助成金を交付する。 【14年度実績】 ・対象者 1名 町助成金額 71,848円 県 " 71,848円</p> <p>②農業近代化資金 【目的】 農業者に対し、農業協同組合が融資する農業近代化資金の利子補給に関し必要な助成措置を講じ、もって本町における農業経営の近代化を推進し、農家経済の安定向上に資することを目的とする。 【利子補給率】 1.0% 【14年度実績】 上期：32件 1,440,553円 下期：6件、1,553,142円</p> <p>③鹿児島県農業振興資金 【目的】 鹿児島県農業振興資金利子補給補助金等交付要綱の定めるところによる農業振興資金を借受ける牧園町内の農業者等に対して、要綱の定めるところにより、利子補給する。 【平成14年度実績】 町：49,106円 県：49,105円</p>

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>【国分市農業金融運営協議会】 (組 織) 第2条 協議会は、次に掲げる機関の関係者をもって組織する。</p> <p>(1) 市（助役） (2) あいら農業協同組合 (3) 国分市農業委員会 (4) 始良農業改良普及センター (5) その他会長が認める者</p> <p>2. 地域農業総合整備資金制度に係る地域農業総合整備計画及び整備事業計画と、経営体育成総合融資制度に係る資金貸付の認定等に関する事については、前項のほか、次の機関の関係者等を加えて組織するものとする。</p> <p>(1) 鹿児島県（農林、耕地） (2) 農林漁業金融公庫鹿児島支店 (3) 鹿児島県信用農業協同組合連合会 (4) 農林中央金庫鹿児島支店 (5) 鹿児島県農業信用基金協会 (6) 鹿児島県農業協同組合中央会 (7) (財) 農林水産長期金融協会 (8) その他協議会の運営に参画することが必要と認められる機関</p> <p>3 前項に掲げる者のほか、必要な場合は関係者を協議会に出席させ、その意見を聞くことができる。 (庶 務) 第7条 協議会の庶務は国分市産業経済部農政課でこれを行う。</p>	<p>【金融運営協議会】 (組 織) 町、農協、農業委員会、普及センター、その他町長が認める者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長等 ・ 会長あいら農協統括支店長、副会長経済課長 ・ 庶務 <p>あいら農協金融課</p>	<p>【横川町農業金融運営協議会】 (組 織)</p> <p>(1) 横川町 (2) あいら農業協同組合 (3) 横川町農業委員会 (4) 始良農業改良普及センター (5) その他町長が認めるもの</p> <p>会 長：農林課長 事務局：農林課</p> <p>【協議事項】 第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議し及び審査等を行う。</p> <p>(1) 制度資金（農林漁業金融公庫資金、農業改良資金、農業近代化資金、農業振興資金等という。以下同じ）の需要把握に関する事項 (2) 農業制度資金の貸付対象者の選定（資金の選別を含む。） (3) 貸付に伴う営農改善資金等に関する事項 (4) 融資に伴う経営及び技術指導並びに資金効果に関する事項 (5) その他制度資金の円滑な融通に関する事項</p>	<p>④大家畜経営活性化資金 【目的】 農協が組合員に、融資した農業資金について町が予算の範囲内で利子補給金を交付し、もって資金の円滑な融通を図り、農業の振興を助長することを目的とする。</p> <p>【利子補給率】 町0. 12% （貸付6年） 町0. 03% (貸付10年) 【平成14年度実績】 1件 13, 948円</p> <p>【牧園町農業金融運営協議会】 (組 織) 会長 牧園町長 副〃 助役 委員 農林課長 農業委員会事務局長・同会長 あいら農協牧園支店長・同次長 中部地域営農センター農産課長 始良農業改良普及センター次長</p> <p>農業金融の申し込み申請があった場合に審査会を開催し営農改善計画書等の審査をすると同時に意見書を申請人へ加治木農林事務所に適格認定を申請する。</p>

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>【国分市特別融資制度推進会議】 推進会議は、次に掲げる機関・団体をもって構成する。</p> <p>(1) 国分市 (2) 国分市農業委員会 (3) あいら農業協同組合 (4) 加治木農林事務所 (5) 始良農業改良普及センター (6) 農林漁業金融公庫鹿児島支店 (7) 農林中央金庫鹿児島支店 (8) 鹿児島県信用農業協同組合連合会 (9) 財団法人農林水産長期金融協会鹿児島支部 (10) 鹿児島県農業信用基金協会 (11) その他推進会議が必要と認める機関・団体</p> <p>【運営等】 (1) 推進会議に会長を置く。(2) 会長は、国分市長をもってこれに充てる。(3) 会長は推進会議を招集し、会議を主宰する。(4) 推進会議の事務局は、国分市産業経済部農政課が担当する。(5) 推進会議は、第2の協議等に当たっては次に即して行うこととする。① 推進会議は、原則として協議等の対象となる借入申込案件に直接関係を有する構成員全員の意見一致により決定する。② 借入申込案件の融資可否を迅速に決定するため、必要な場合には、文書持回り方式による推進会議において処理を行うことができる。(6) 推進会議は、必要に応じ、推進会議の下に審査会を設置し、借入申込案件の協議決定に関する事項を審査会に委任することができるものとし、借入申込案件の協議決定に当たっては次に即して行うこととする。</p> <p>① 審査会は、推進会議の構成機関において実質的な審査を担当する者を構成員とする。</p> <p>② 審査会は会長が招集し、国分市産業経済部農政課長が議長を務める。</p> <p>③ 審査会の決定は、原則として借入申込案件に直接関係を有する構成員の全員の意見一致によることとし、審査会の決定をもって推進会議の決定があったものとする。</p> <p>④ 審査会が決定した事項は、推進会議に報告する。</p>	<p>【特別融資制度推進会議】 【目的】 認定農業者の必要とする資金貸付の審査</p> <p>・構成メンバー 町、農協、農業委員会、農林事務所、普及センター、農林漁業金融公庫、農林中央金庫、信用農業協同組合、農業信用基金協会、農林水産長期金融協会、その他必要な期間団体</p> <p>・会長 町長 ・事務局 町経済課 ・その他 推進会議の下に審査会を置き協議を審査会に委任できる。審査会の議長は経済課長</p>	<p>【横川町特別融資制度推進会議】 【目的】 認定農業者の必要とする資金貸付の審査</p> <p>【組織】 (1) 横川町 (2) 横川町農業委員会 (3) あいら農業協同組合 (4) 加治木農林事務所 (5) 始良農業改良普及センター (6) 農林漁業金融公庫鹿児島支店 (7) 農林中央金庫鹿児島支店 (8) 鹿児島県信用農業協同組合連合会 (9) 鹿児島県農業信用基金協会 (10) (財)農林水産長期金融協会 (11) その他推進会議が必要と認める機関・団体</p> <p>会 長：町長 事務局：農林課</p> <p>【協議事項】 第2 推進会議は次の事項について協議を行う。</p> <p>(1) 対象とする資金の貸付けの認定等に関すること (2) (1)の審査を的確に行うために必要な経営改善の方法、技術水準、資本装備の水準、収益の水準等の諸指標の作成に関すること (3) 貸付対象者に対する指導・助言等に関すること (4) その他資金の貸付けの認定等に当たって必要な思考に関すること</p>	

<p>協議事項</p>	<p>25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い</p>	<p>関係項目</p>	<p>7 農業制度（振興）資金利子補給事業等</p>
<p>調整の内容</p>		<p>農業制度（振興）資金利子補給事業等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、利子補給率については、合併までに調整する。金融運営協議会等の設置については、合併までに調整する。</p>	
<p>霧島町</p>	<p>隼人町</p>	<p>福山町</p>	<p>調整の具体的内容</p>
<p>①農業経営基盤強化資金利子助成金 該当なし</p> <p>②農業近代化資金利子補給 【目的】 農業者に対し、農業協同組合が融資する農業近代化資金の利子補給に関し必要な助成措置を講じ、もって本町における農業経営の近代化を推進し、農家経済の安定向上に資することを目的とする。 【利子補給率】 1. 0% 【平成14年度実績】 上期：12件 243,910円 下期：13件 238,036円</p> <p>③農業振興資金利子補給 【目的】 鹿児島県農業振興資金利子補給補助金等交付要綱の定めるところによる農業振興資金を借受ける霧島町内の農業者等に対して、要綱の定めるところにより、利子補給する。 農業者が農業振興のため借入した場合に生じる利子の軽減を図り、農業経営の安定を図る。 【平成14年度実績】 町：21,707円 県：29,167円</p>	<p>①農業経営基盤強化資金利子助成事業補助 農家の経営規模拡大、資本装備の高度化等を図るため、農林漁業金融公庫資金等の効率的活用を進め、適切な融資を行なうとともに農家の金利負担の軽減を図るために利子補給を行なう。 【平成14年度実績】 1件、381,933円 町：190,967円 県：190,966円</p> <p>②隼人町農業近代化資金利子補給事業補助 【目的】 農業者に対し、農業協同組合が融資する農業近代化資金の利子補給に関し必要な助成措置を講じ、もって本町における農業経営の近代化を推進し、農家経済の安定向上に資することを目的とする。 【利子補給率】 1.0%以下 【平成14年度実績】 上期：9件、794,150円 下期：10件、842,036円</p> <p>③農業振興資金利子補給事業補助 【目的】 鹿児島県農業振興資金利子補給補助金等交付要綱の定めるところによる農業振興資金を借受ける隼人町内の農業者等に対して、要綱の定めるところにより、利子補給する。 農業者が農業振興のため借入した場合に生じる利子の軽減を図り、農業経営の安定を図る。 【平成14年度実績】 町：130,459円 県：130,458円</p>	<p>①【農業経営基盤強化資金利子助成金】 該当なし</p> <p>②農業近代化資金利子補給 【目的】 農業者に対し、農業協同組合が融資する農業近代化資金の利子補給に関し必要な助成措置を講じ、もって本町における農業経営の近代化を推進し、農家経済の安定向上に資することを目的とする。 【利子補給率】 1. 0% 【平成14年度実績】 上期 11件 252,982円 下期 11件 254,176円</p> <p>③農業振興資金利子補給 【目的】 鹿児島県農業振興資金利子補給補助金等交付要綱の定めるところによる農業振興資金を借受ける福山町内の農業者等に対して、要綱の定めるところにより、利子補給する。 農業者が農業振興のため借入した場合に生じる利子の軽減を図り、農業経営の安定を図る。 【平成14年度実績】 町：83,483円 県：83,482円</p>	<p>農業制度（振興）資金利子補給事業等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、利子補給率については、合併までに調整する。金融運営協議会等の設置については、合併までに調整する。</p>

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>【霧島町農業金融運営協議会】</p> <p>【目的】</p> <p>第1条 霧島町における農業金融の適正かつ円滑な運営を図るため、「霧島町農業金融運営協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>【組織】</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる機関の関係者をもって組織する。</p> <p>(1) 町</p> <p>(2) あいら農業協同組合</p> <p>(3) 町農業委員会</p> <p>(4) 始良農業改良普及センター</p> <p>(5) その他会長が認める者</p> <p>2. 前項で掲げる者のほか、必要な場合は、関係者を協議会に出席させ、その意見をきくことができる。</p> <p>【会長等】</p> <p>第3条 協議会に会長及び副会長を置く。</p> <p>2. 会長は、助役をもってこれにあてる。</p> <p>3. 会長は、協議会の運営を総括し、協議会を代表する。(庶務)</p> <p>第8条 協議会の庶務は、霧島町経済課でこれを行う。</p>	<p>④大家畜経営維持資金、活性化資金、体質強化資金、及び養豚経営活性化資金利子補給事業補助</p> <p>【目的】</p> <p>農協が組合員に、融資した農業資金について町が予算の範囲内で利子補給金を交付し、もって資金の円滑な融通を図り、農業の振興を助長することを目的とする。</p> <p>【利子補給率】</p> <p>0.12%～0.15%</p> <p>【14年度実績】</p> <p>54,257円</p> <p>【隼人町農業金融運営協議会】</p> <p>【組織】</p> <p>第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。</p> <p>(1) 議会議員</p> <p>(2) 農業委員会委員</p> <p>(3) 農業協同組合理事</p> <p>(4) 始良農業改良普及センター</p> <p>(5) その他町長が必要と認める者</p>	<p>【福山町農業金融運営協議会】</p> <p>【目的】</p> <p>福山町における農業金融の適正かつ円滑な運営を図るため設置する</p> <p>【事務局】 経済課</p> <p>【組織】</p> <p>福山町</p> <p>あいら農業協同組合</p> <p>福山町農業委員会</p> <p>始良農業改良普及センター</p>	

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
	<p>【隼人町特別融資制度推進会議】</p> <p>【目的】 認定農業者の必要とする資金貸付の審査 (組 織)</p> <p>隼人町 隼人町農業委員会 加治木農林事務所 始良農業改良普及センター あいら農業協同組合 鹿児島県信用農業協同組合連合会 農林中央金庫鹿児島支店 農林漁業金融公庫鹿児島支店 鹿児島県農業信用基金協会 財団法人農林水産長期金融協会鹿児島支部 その他推進会議が必要と認める機関・団体</p>	<p>【福山町特別融資制度推進会議】</p> <p>【目的】 認定農業者の必要とする資金貸付の審査</p> <p>【事務局】 経済課</p> <p>【組織】 福山町 あいら農業協同組合 福山町農業委員会 加治木農林事務所 始良農業改良普及センター 農林漁業金融公庫鹿児島支店 農林中央金庫鹿児島支店 鹿児島県信用農業協同組合連合会 財団法人農林水産長期金融協会鹿児島支部 鹿児島県農業信用基金協会 その他推進会議が必要と認める機関・団体</p>	

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	8 農業経営振興資金（単独）貸付事業
調整の内容	農業経営振興資金（単独）貸付事業は、福山町の例により新市に引き継ぐ。なお、制度内容については、合併までに調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
事業実施なし	事業実施なし	事業実施なし	事業実施なし

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	8 農業経営振興資金（単独）貸付事業
調整の内容	農業経営振興資金（単独）貸付事業は、福山町の例により新市に引き継ぐ。なお、制度内容については、合併までに調整する。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
事業実施なし	事業実施なし	<p>【農業経営資金貸付事業】</p> <p>【目的】 農家の経営規模拡大及び経営改善を図るため、必要な資金の貸付を行う。</p> <p>【貸付対象及び利率等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果樹園の取得造成資金 利率 1% 据置 3年 分割5年償還 ・樹種転換資金 利率 1% 据置 3年 分割5年償還 ・果樹施設園芸の合理化、近代化施設設置資金 利率 1% 据置 3年 分割5年償還 ・生産資材の購入、経営振興上特に必要な資金 利率 1% 据置 3年 分割5年償還 ・災害復旧資金 利率 1% 据置 3年 分割5年償還 ・農業後継者の経営改善、規模拡大資金 利率 無利子 据置 2年 分割6 <p>【貸付限度額等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費の80%以内 一般3,000,000円 後継者5,000,000円 <p>【運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金総額 64,000,000円 ・貸付状況 貸付者 14名 貸付額 42,330,000円 償還済額 26,686,500円 	<p>農業経営振興資金（単独）貸付事業は、福山町の例により新市に引き継ぐ。なお、制度内容については、合併までに調整する。</p>

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	9 水田農業推進協議会事業
調整の内容	水田農業推進協議会事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、新市において調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>【名称】国分市水田農業推進協議会</p> <p>【目的】 ・生産者の創意工夫と地域の自主性が生かされる水田農業の確立を推進する。</p> <p>【事業内容】 ・米の生産目標数量配分の決定及び会計等事務</p> <p>【構成メンバー】7名 会長：産業経済部長 副会長：あいら農協東部営農センター長 委員：市農業委員会会長、市農政課長、市農政課長補佐、市農業委員会事務局長、始良農業改良普及センター国分市駐在</p> <p>【平成16年度事業費】 2,831,000円 使用内訳は、国分市水田農業ビジョンに掲載</p> <p>【米の生産数量配分通知】 平成16年度産米の生産目標数量 4,359.3トン ・配分方法（予定） 国分市の全水田面積－（米の生産目標数量÷国分市平均単収） ・・・① ①÷国分市の全水田面積 ・転作配分割合として、全農家に転作面積一律配分</p> <p>【その他】 ・協議会出会謝金 なし</p>	<p>【名称】溝辺町水田農業推進協議会</p> <p>【目的】 ・生産者の創意工夫と地域の自主性が生かされる水田農業の確立を推進する。</p> <p>【平成16年度事業内容】 ・米の生産目標数量配分の決定及び会計等事務</p> <p>【構成メンバー】14名 会長：町長 副会長：あいら農協溝辺担当理事 委員：町議会議長、町議会建設経済委員長、始良農業改良普及センター所長、町自治公民館連絡協議会産業部長、かごしま中部農業共済組合溝辺地区担当、町農業委員会事務局長、あいら農協中部営農センター長、あいら農協中部営農センター農産業務課長、町耕地課長、町経済課長（事務局）、町農業委員会会長（監事）、町自治公民館連絡協議会会長（監事）</p> <p>【平成16年度事業費】 3,268,000円 使用内訳は、溝辺町水田農業ビジョンに掲載</p> <p>【米の生産数量配分通知】 平成16年度産米の生産目標数量 1,043.3トン ・配分方法（予定） 溝辺町の全水田面積－（米の生産目標数量÷溝辺町平均単収） ・・・① ①÷溝辺町の全水田面積 ・転作配分割合として、全農家に転作面積一律配分</p> <p>【その他】 ・現在役場関係等を除く6名に@4,600円報酬を協議会開催毎に支払う。 ・溝辺町技連会に補助金として年240,000円支払う。</p>	<p>【名称】横川町水田農業推進協議会</p> <p>【目的】 ・生産者の創意工夫と地域の自主性が生かされる水田農業の確立を推進する</p> <p>【平成16年度事業内容】 米の生産目標数量配分の決定及び会計等事務</p> <p>【構成メンバー】14名 会長：町長 副会長：あいら農協同組合横川地区担当理事 委員：横川町議長、横川町議会経済建設委員長、横川町農業委員会会長、北始良森林組合横川支所長、かごしま農業共済組合横川連絡所長、始良農業改良普及センター次長、横川町水稲部会長、横川町初すり業者会長、横川町石川里芋振興会長、鹿兒島農政事務所、中部地域営農センター長、横川町農林課長</p> <p>【平成16年度事業費】 16,142,000円 使用内訳は、横川町水田農業ビジョンに掲載</p> <p>【米の生産数量配分通知】 平成16年度産米の生産目標数量 1,237.4 t ・配分方法（予定） 横川町の全水田面積－（米の生産目標数量÷横川町平均単収） ・・・① ①÷横川町の全水田面積 ・転作配分割合として、全農家に転作面積一律配分</p> <p>【その他】 ・協議会開催時に出会謝金として@2,500円を支払う。 ・毎年集落囃子説明会時に1人2,500円の出会謝金を2,500円×54集落135,000円支払う。</p>	<p>【名称】牧園町水田農業推進協議会</p> <p>【目的】 ・生産者の創意工夫と地域の自主性が生かされる水田農業の確立を推進する。</p> <p>【事業内容】 ・米の生産目標数量配分の決定及び会計等事務</p> <p>【構成メンバー】20名 会長：町長 副会長：あいら農協組合長 委員：町議会議長、町議会建設経済委員長、始良農業改良普及センター栗野駐在次長、自治公民館長代表、かごしま中部農業共済組合理事、町農業委員会事務局長、あいら農協中部営農センター長、あいら農協牧園地区理事、同統括支店長、町農業委員会会長、農業委員代表2名、町農業機械管理センター長、中津川農用地利用改善組合、町水稲病害虫協議会長、駅前地区景観づくり会長、水稲耕作者代表2名（事務局・農林課長、係長）</p> <p>【平成16年度事業費】 16,432,000円 使用内訳は、牧園町水田農業ビジョンに掲載</p> <p>【米の生産数量配分通知】 平成16年度産米の生産目標数量 1,326.5トン ・配分方法（予定） 牧園町の全水田面積－（米の生産目標数量÷牧園町平均単収） ・・・① ①÷牧園町の全水田面積 ・転作配分割合として、全農家に一律配分</p> <p>【その他】 ・協議会出会謝金 なし</p>

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	9 水田農業推進協議会事業
調整の内容		水田農業推進協議会事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、新市において調整する。	
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>【名称】霧島町水田農業推進協議会</p> <p>【目的】 ・生産者の創意工夫と地域の自主性が生かされる水田農業の確立を推進する。</p> <p>【事業内容】 ・霧島町水田農業ビジョンの策定・実践・点検 ・米の生産目標数量配分の決定及び会計等事務</p> <p>【構成メンバー】16名 会長：町長 副会長：あいら農協霧島担当理事 委員：町議会議長、かごしま中部農業共済組合霧島地区担当理事、あいら農協霧島地区担当理事、あいら農協東部地域営農センター長、生産者代表、町農業委員会事務局長、町経済課長（事務局）、町農業委員会（監事）、始良農業改良普及センター所長（監事）</p> <p>【平成16年度事業費】 4,331,000円 使用内訳は、霧島町水田農業ビジョンに掲載</p> <p>【米の生産数量配分通知】 平成16年度産米の生産目標数量 892.9トン ・米の生産目標数量及び面積を、全農家に一律配分（生産調整の面積も備考欄等に併記する予定） 「（米の生産目標数量÷霧島町平均単収）÷霧島町の全水田面積」を基本とするが、当面は前年度までの転作配分の割合（転作率40%）を重視。</p> <p>【その他】 ・実際の会議には町農業委員会部会長等、あいら農協霧島地区女性部代表など約35名の会議となる。 ・役場関係等を除く20名に@2,000円の費用弁償を協議会開催毎に支払う。</p>	<p>【名称】隼人町水田農業推進協議会</p> <p>【目的】 ・生産者の創意工夫と地域の自主性が生かされる水田農業の確立を推進する。</p> <p>【事業内容】 ・米の生産目標数量配分の決定及び会計等事務</p> <p>【構成メンバー】14名（予定） 会長：町長 副会長：あいら農協隼人担当理事 委員：町議会議長、町議会建設経済委員長、始良農業改良普及センター所長、始良農業改良普及センター隼人担当、かごしま中部農業共済組合隼人地区担当、町農業委員会会長、町農業委員会事務局長、あいら農協東部営農センター長、あいら農協東部営農センター農産業務課長、町宮内原土地改良区事務所長、町耕地課長、町農林課長（事務局）</p> <p>【平成16年度事業費】 10,113,000円 使用内訳は、隼人町水田農業ビジョンに掲載</p> <p>【米の生産数量配分通知】 平成16年度産米の生産目標数量 2,779.6トン ・配分方法（予定） 隼人町の全水田面積－（米の生産目標数量÷隼人町平均単収）・・・① ①÷隼人町の全水田面積 ・転作配分割合として、全農家に転作面積一律配分</p> <p>【その他】 ・現在役場関係等を除く6名に@4,600円報酬を協議会開催毎に支払う。 ・隼人町技連会に委託料として年150,000円支払う。</p>	<p>【名称】福山町水田農業推進協議会</p> <p>【目的】 ・生産者の創意工夫と地域の自主性が生かされる水田農業の確立を推進する。</p> <p>【事業内容】 ・米の生産目標数量配分の決定及び会計等事務</p> <p>【構成メンバー】14名（対策部） 会長：町長 副会長：あいら農協福山担当理事 委員：町議会議長、始良農業改良普及センター所長、町自治公民館長、地区公民館長、農業共済組合福山地区担当、町農業委員会会長、あいら農協東部営農センター長、あいら農協東部営農センター農産業務課次長、同畜産業務課長、町耕地課長、町経済課長（事務局）、町農業委員会事務局長（推進部） 町技連会員、各自治公民館農産部長及び精通者</p> <p>【平成16年度事業費】 2,877,000円 使用内訳は、福山町水田農業ビジョンに掲載</p> <p>【米の生産数量配分通知】 平成16年度産米の生産目標数量 998.3トン ・配分方法（予定） 米の生産目標数量÷福山町全水田面積・・・①（割合） 農家所有水田面積×①（割合）</p> <p>【その他】 ・協議会出会謝金 2,000円</p>	<p>水田農業推進協議会事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、新市において調整する。</p>

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	10 地域水田農業ビジョン
調整の内容		地域水田農業ビジョンは旧市町のとおり新市に引き継ぐ。	
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産者の創意工夫と地域の自主性が生かされる水田農業確立のため、将来の目標を地域水田ビジョンとして定める。 <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般作物等への助成 振興作物への助成 団地化・集積型への助成 助成金の支払事務 担い手育成への助成 <p>【平成16年度事業費】 2,831,000円</p> <p>【産地づくり推進交付金の使途】</p> <p>①生産調整推進（調整水田、自己管理等の未作付には交付しない） 一般作物（振興作物を除く）7,000円/10a 永年性作物・特例作物（振興作物を除く）5,000円/10a</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産調整実施者で、かつ、集荷円滑化対策に加入が条件。 <p>②振興作物 振興作物 10,000円/10a</p> <ul style="list-style-type: none"> 振興作物とは「飼料作物」「麦」「大豆」「新ごぼう」「にがうり（レイシ）」「トマト」「たばこ」をいう。 生産調整実施者で、かつ、集荷円滑化対策に加入が条件。 一圃場一作物の交付に限る 「新ごぼう」「にがうり（レイシ）」「トマト」については作付面積が5a以上に限る。 <p>③担い手加算 水田での利用権設定をした面積において、前年度から増加した面積の小作料の一部助成 5,000円/10a</p> <p>④協議会事務費 当ビジョンを具現化するための国分市水田農業推進協議会の事務費所要額 その他の事業の活用 ・国の定める要領・要綱に準ずる。</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産者の創意工夫と地域の自主性が生かされる水田農業確立のため、将来の目標を地域水田ビジョンとして定める。 <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般作物等への助成 振興作物への助成 団地への助成 助成金の支払事務 <p>【平成16年度事業費】 3,268,000円</p> <p>【産地づくり推進交付金の使途】</p> <p>①生産調整推進（自己保全管理等、植付のないものは支払わない） 一般作物（振興作物を除く）5,000円/10a 特例作物（振興作物を除く）5,000円/10a</p> <ul style="list-style-type: none"> 出作で転作をした場合は、溝辺町の単価とする。 出作で集団転作をした場合は、溝辺町生産調整推進単価+出作地の団地単価とする。 生産調整実施者で、かつ、集荷円滑化対策に加入が条件。 <p>②振興作物 振興作物 10,000円/10a 特例作物 8,000円/10a</p> <ul style="list-style-type: none"> 出作で振興作物の転作をした場合は、溝辺町の単価とする。 出作で溝辺町振興作物であり集団転作をした場合は、溝辺町振興作物単価+出作地の団地単価とする。 振興作物とは「そば」「飼料作物」「たばこ」「さといも」「にがうり（レイシ）」をいう。 生産調整実施者で、かつ、集荷円滑化対策に加入が条件。 <p>③担い手加算 小作料一部助成 5,000円/10a</p> <ul style="list-style-type: none"> 初年度1回に限る。 <p>④消費拡大 なし 事務費等 ・事業費の範囲内で使用（電算関係一式代金除く）</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産者の創意工夫と地域の自主性が生かされる水田農業確立のため、将来の目標を地域水田ビジョンとして定める。 <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般作物等への助成 振興作物への助成 団地への助成 助成金の支払事務 <p>【平成16年度事業費】 16,142,000円</p> <p>【産地づくり推進交付金の使途】</p> <p>①生産調整推進（自己保全管理等、植付のないものは支払わない） 一般作物（振興作物を除く）5,000円/10a 団地加算金 35,000円/10a</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産調整実施者で、かつ、集荷円滑化対策に加入が条件。 <p>②振興作物 振興作物 10,000円/10a 品目（飼料作物、さといも、たばこ、菊） ・生産調整実施者で、かつ、集荷円滑化対策に加入が条件。</p> <p>③消費拡大 学童農園 借地料として13,000円/10a 事務費等 ・事業費の範囲内で使用（電算関係一式の代金は除く）</p> <p>その他の事業の活用 ・国が定める要領・要綱に準ずる。</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産者の創意工夫と地域の自主性が生かされる水田農業確立のため、将来の目標を地域水田ビジョンとして定める。 <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般作物等への助成 振興作物への助成 団地への助成 助成金の支払事務 <p>【平成16年度事業費】 16,432,000円</p> <p>【産地づくり推進交付金の使途】</p> <p>①生産調整推進（自己保全管理等、植付のないものは支払わない） 一般作物（振興作物を除く）2,000円/10a</p> <ul style="list-style-type: none"> 出作で転作をした場合は、牧園町の単価とする。 出作で集団転作をした場合は、牧園町生産調整推進単価+出作地の団地単価とする。 生産調整実施者で、かつ、集荷円滑化対策に加入が条件。 <p>②振興作物 一般作物 5,000円/10a</p> <ul style="list-style-type: none"> 出作で振興作物の転作をした場合は、牧園町の単価とする。 出作で牧園町振興作物であり集団転作をした場合は、牧園町振興作物単価+出作地の団地単価とする。 振興作物とは「大豆」「そば」「飼料作物」「たばこ」「さといも」「甘藷」をいう。 生産調整実施者で、かつ、集荷円滑化対策に加入が条件。 <p>③団地等「担い手加算を含む」 30,000円/10a</p> <p>④消費拡大 なし</p>

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	10 地域水田農業ビジョン
調整の内容		地域水田農業ビジョンは旧市町のとおり新市に引き継ぐ。	
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産者の創意工夫と地域の自主性が生かされる水田農業確立のため、将来の目標を地域水田ビジョンとして定める。 <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域水田農業改革の方針 産地づくり推進交付金の活用方法 振興作物の選定 担い手の育成 水田農業の振興及び助成金の支払等に係る事務 <p>【平成16年度事業費】</p> <p>4,331,000円</p> <p>【産地づくり推進交付金の使途】</p> <p>①生産調整推進（自己保全管理等、植付のないものは支払わない）</p> <ul style="list-style-type: none"> 麦・大豆・飼料作物 10,000円/10a 一般作物（振興作物を除く） 7,000円/10a 特例作物（振興作物を除く） 5,000円/10a <p>・出作で転作をした場合は、霧島町の単価とする。</p> <p>・出作で集団転作をした場合は、霧島町生産調整推進単価＋出作地の団地単価とする。</p> <p>・生産調整実施者で、かつ、集荷円滑化対策に加入が条件。</p> <p>②振興作物（「そば」「たばこ」「新ごぼう」「にがうり（レイシ）」をいう。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般作物 10,000円/10a 特例作物 10,000円/10a <p>・出作の場合や加入条件は、①生産調整推進と同じ。</p> <p>③担い手加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 小作料一部助成 5,000円/10a <p>・初年度1回に限る。</p> <p>④消費拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 予算の範囲内で検討する。 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産者の創意工夫と地域の自主性が生かされる水田農業確立のため、将来の目標を地域水田ビジョンとして定める。 <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般作物等への助成 振興作物への助成 団地への助成 助成金の支払事務 <p>【平成16年度事業費】</p> <p>10,113,000円</p> <p>【産地づくり推進交付金の使途】</p> <p>①生産調整推進（自己保全管理等、植付のないものは支払わない）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般作物（振興作物を除く） 7,000円/10a 特例作物（振興作物を除く） 5,000円/10a <p>・生産調整実施者で、かつ、集荷円滑化対策に加入が条件。</p> <p>②振興作物</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般作物 10,000/10a 特例作物 10,000/10a <p>生産調整実施者で、かつ、集荷円滑化対策に加入が条件。</p> <p>・振興作物とは「飼料作物」「大豆」「麦」「新ごぼう」「にがうり」「トマト」をいう。</p> <p>③団地加算（一ほ場一作物の交付に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の振興作物と組み合わせて4ha以上の連坦団地を形成した場合 25,000円/10a 新ごぼう、トマトは、水田での作付面積が5a以上で、かつ、トマトについては施設栽培が条件。 <p>・生産調整実施者で、かつ、集荷円滑化対策に加入が条件。</p> <p>④担い手加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 小作料一部助成 5,000円/10a <p>・初年度1回に限る。</p> <p>⑤消費拡大 なし</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産者の創意工夫と地域の自主性が生かされる水田農業確立のため、将来の目標を地域水田ビジョンとして定める。 <p>【平成16年度事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般作物等への助成 振興作物への助成 団地への助成 助成金の支払事務 <p>【平成16年度事業費】</p> <p>2,877,000円</p> <p>【産地づくり推進交付金の使途】</p> <p>①生産調整推進（自己保全管理等、植付のないものは支払わない）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般作物（振興作物を除く） 7,000円/10a 特例作物（振興作物を除く） 5,000円/10a <p>・出作で転作をした場合は、福山町の単価とする。</p> <p>・生産調整実施者で、かつ、集荷円滑化対策に加入が条件。</p> <p>②振興作物</p> <ul style="list-style-type: none"> 振興作物 10,000円/10a <p>・出作で振興作物の転作をした場合は、福山町の単価とする。</p> <p>・振興作物とは「そば」「飼料作物」「さといも」「にがうり（レイシ）」「新ごぼう」「大豆」「大麦」をいう。</p> <p>・生産調整実施者で、かつ、集荷円滑化対策に加入が条件。（1圃場1作物の交付に限る）</p> <p>③担い手加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 小作料一部助成 5,000円/10a <p>④消費拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> レクリエーション農園として利用した場合、面積に応じて助成。 	<p>地域水田農業ビジョンは旧市町のとおり新市に引き継ぐ。</p>

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	11 環境保全型農業推進事業
調整の内容	環境保全型農業推進事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、単独補助事業は、合併時に廃止する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p><廃ビニール処理助成> 【目的】 関係機関・団体が一体となって、始良地域の農業用廃プラスチック類の適正処理を効率的に推進する。 【業務内容】 廃プラについては産業廃棄物としての取扱いを受けており適正な処理を行うため、再生処理を基本とした廃プラ回収の回収日、回収場所、回収方法の設定を行い、野焼き、山林等への不法投棄などの防止指導、収集運搬・処分業者との調整等を行う。 【回収手順】 ・8月と12月に農ビ、農ボリを農家より回収 ・同日、回収業者が回収 ・処理費を事務局（JA）に送金 【農家負担処理経費】 農ビ 10.5円/kg 農ボリ 26円/kg ※処理費用の1/3を本市が助成する。 町 1/3 農家 2/3 ・市からの助成金は平成15年度まで。 【平成15年度予算額】 150,000円 ※平成15年度廃プラ回収実績により補助額決定する。 【事業内容】 <持続性の高い農業生産方式を導入しようとする農業者（エコファーマー）への推進> 13年度：茶4戸 14年度：果樹5戸 15年度：茶1戸</p>	<p><廃ビニール処理助成> 【目的】 関係機関・団体が一体となって、始良地域の農業用廃プラスチック類の適正処理を効率的に推進する。 【業務内容】 ・回収日、回収場所、回収方法の調整 ・農業者への意識啓発及び適正処理の指導 ・収集運搬、処理業者との契約調整 ・産業廃棄物管理票の管理 ・処理経費に関すること 【回収手順】 ・8月と12月に農ビ、農ボリを農家より回収 ・後日、回収業者が回収 ・処理費を事務局（JA）に送金 【農家負担処理経費】 ・平成15年度 農ビ10.5円/kg 農ボリ26円/kg （消費税含む） 町及びJAからの助成金はない。 【平成15年度予算額】 なし 【事業内容】 持続性の高い農業生産方式を導入しようとする農業者（エコファーマー）への推進 13年度：茶 11戸 14年度：果樹15戸 15年度：茶 10戸、野菜（大根）27戸、 水稲 4戸</p>	<p><廃ビニール処理助成> 【目的】 関係機関・団体が一体となって、始良地域の農業用廃プラスチック類の適正処理を効率的に推進する。 【業務内容】 ・回収日、回収場所、回収方法の調整 ・農業者への意識啓発及び適正処理の指導 ・収集運搬、処理業者との契約調整 ・産業廃棄物管理票の管理 ・処理経費に関すること 【回収手順】 ・8月と12月に農ビ、農ボリを農家より回収 ・後日、回収業者が回収 ・処理費を事務局（JA）に送金 【農家負担処理経費】 ・平成15年度 農ビ10.5円/kg 農ボリ26円/kg （消費税含む） 町 1/3 農家 2/3 ・町からの助成金は平成15年度まで。 【平成15年度予算額】 325,000円 【事業内容】 持続性の高い農業生産方式を導入しようとする農業者（エコファーマー）への推進 15年度：水稲 5戸 野菜 15戸、</p>	<p><廃ビニール処理助成> 【目的】 関係機関・団体が一体となって、始良地域の農業用廃プラスチック類の適正処理を効率的に推進する。 【業務内容】 ・回収日、回収場所、回収方法の調整 ・農業者への意識啓発及び適正処理の指導 ・収集運搬、処理業者との契約調整 ・産業廃棄物管理票の管理 ・処理経費に関すること 【回収手順】 ・8月と12月に農ビ、農ボリを農家より回収 ・後日、回収業者が回収 ・処理費を事務局（JA）に送金 【農家負担処理経費】 ・平成15年度 農ビ10.5円/kg 農ボリ26円/kg （消費税含む） 町 1/3 農家 2/3 ・町からの助成金は平成15年度まで。 【平成15年度予算額】 284,000円 【事業内容】 持続性の高い農業生産方式を導入しようとする農業者（エコファーマー）への推進 15年度：茶 1戸、水稲6戸</p>

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	11 環境保全型農業推進事業
調整の内容	環境保全型農業推進事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、単独補助事業は、合併時に廃止する。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p><廃ビニール処理助成> 【目的】 関係機関・団体が一体となって、始良地域の農業用廃プラスチック類の適正処理を効率的に推進する。</p> <p>【業務内容】 ・回収日、回収場所、回収方法の調整 ・農業者への意識啓発及び適正処理の指導 ・収集運搬、処理業者との契約調整 ・産業廃棄物管理票の管理 ・処理経費に関すること</p> <p>【回収手順】 ・8月と12月に農ビ、農ポリを農家より町技連会で回収後、回収業者が回収。 ・処理費を事務局（JA）に送金。（農ビ10.5円/kg、農ポリ26円/kg）</p> <p>【農家負担処理経費】 ・平成15年度 町1/3、JAなし、農家負担2/3。 ・町からの助成金は、平成15年度まで</p> <p>【平成15年度予算額】 70,000円</p> <p>【事業内容】 持続性の高い農業生産方式を導入しようとする農業者（エコファーマー）の推進 13年度：茶 1戸（15年度に水稲も認定） 15年度：水稲 13戸、野菜 1戸</p> <p>【事業内容】 耕畜連携の推進 町の予算はないが今後検討。</p>	<p><廃ビニール処理助成> 【目的】 関係機関・団体が一体となって、始良地域の農業用廃プラスチック類の適正処理を効率的に推進する。</p> <p>【業務内容】 ・回収日、回収場所、回収方法の調整 ・農業者への意識啓発及び適正処理の指導 ・収集運搬、処理業者との契約調整 ・産業廃棄物管理票の管理 ・処理経費に関すること</p> <p>【回収手順】 ・8月と12月に農ビ、農ポリを農家より回収 ・後日、回収業者が回収 ・処理費を事務局（JA）に送金（農ビ10.5円/kg、農ポリ約26円/kg）</p> <p>【農家負担処理経費】 ・平成15年度 町1/3、JAなし、農家負担2/3。 ・町からの助成金は、平成15年度まで</p> <p>【平成15年度予算額】 100,000円</p> <p>【事業内容】 ・鹿児島県持続性の高い農業生産方式の導入しようとする農業者への推進（エコファーマー） 平成13年度 茶農家2戸 平成15年度 トマト農家5戸</p> <p><町単独事業> 【事業内容】 ・環境にやさしい農業推進補助（堆肥補助） （袋詰50円/袋、バラ1000円/t） H14度補助金額合計599,800円 ・おいしい野菜づくり推進補助（認証トマトへの補助） （牛糞8000円/t、豚糞8000円/t） H14度補助金額合計480,000円</p>	<p><廃ビニール処理助成> 【目的】 関係機関・団体が一体となって、始良地域の農業用廃プラスチック類の適正処理を効率的に推進する。</p> <p>【業務内容】 ・回収日、回収場所、回収方法の調整 ・農業者への意識啓発及び適正処理の指導 ・収集運搬、処理業者との契約調整 ・産業廃棄物管理票の管理 ・処理経費に関すること</p> <p>【回収手順】 ・8月と12月に農ビ、農ポリを農家より回収 ・後日、回収業者が回収 ・処理費を事務局（JA）に送金</p> <p>【農家負担処理経費】 ・平成15年度 農ビ10.5円/kg 農ポリ26円/kg （消費税含む） 町1/3、JAなし、農家負担2/3 ・町からの助成金は、平成15年度まで</p> <p>【平成15年度予算額】 100,000円</p> <p>【事業内容】 持続性の高い農業生産方式を導入しようとする農業者（エコファーマー）への推進 15年度：野菜（ゴボウ）1戸、</p>	<p>環境保全型農業推進事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、単独補助事業は、合併時に廃止する。</p>

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	12 畜産関係事業補助金
調整の内容	畜産関係事業補助金は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
事業実施なし	<p>【目的】 畜産の振興</p> <p>【事業内容】 ○各種補助金の申請</p> <p>○受胎率向上対策補助金申請 イージーブリード補助（肉用牛、乳用牛） 料金2,500円の内1,000円の補助 予算：200,000円（200本分）</p> <p>【14年度実績】 @1,000×82本=82,000円</p> <p>○家畜異常産予防注射補助金申請 1頭1回500円の補助</p> <p>【14年度実績】 @400×311頭=124,400円</p>	<p>【目的】 畜産の振興</p> <p>【事業内容】 新技術導入事業 【14年度実績】内訳</p> <p>○簡易牛舎 1棟分 300,000円</p> <p>○除角 年間71頭分 71,000円（頭当り1,000円）</p> <p>○削蹄 年間1,089頭分 381,150円（頭当り350円）</p> <p>○スタンション 年間68頭分 340,000円（頭当り5,000円）</p>	<p>【目的】 畜産の振興</p> <p>【事業内容】 ○肥育牛経営安定対策事業(利子補給) 年間120頭分 270,000円</p> <p>【14年度実績】 168頭 270,000円</p> <p>○受胎率向上助成事業(補助金) イージーブリード補助 料金 2,500円の内1,000円の補助</p> <p>【14年度実績】 75頭分 75,000円</p> <p>○牛異常産防止予防接種事業 【概要】ワクチンの接種率を向上させ、繁殖牛の牛異常産を防止する。</p> <p>平成14年度 第1回（肉用牛）132頭 第2回 59頭</p> <p>【14年度実績】 補助金なし</p>

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	12 畜産関係事業補助金
調整の内容	畜産関係事業補助金は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整する。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>【目的】 畜産の振興</p> <p>【事業内容】 ○牛異常産防止事業補助金 【概要】ワクチンの接種率を向上させ、繁殖牛の牛異常産を防止する。 14年度実績 なし</p>	<p>事業実施なし</p>	<p>【目的】 畜産の振興</p> <p>【事業内容】 ○肉用牛異常産防止事業 【目的】 牛異常産三種混合予防注射を実施し肉用牛の異常産を防止する。 【内容】 注射料金1頭当たり1,155円 補助金額 300円 【14年度実績】 1,321頭×300円=396,300円</p>	<p>畜産関係事業補助金は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整する。</p>

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	13 家畜共同出荷事業
調整の内容	家畜共同出荷事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整する		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>事業実施なし</p> <p>平成14年度子牛出荷実績 540頭 うち共同出荷 なし</p>	<p>【目的】 肉用牛生産における家畜共同出荷等の共同作業、生産技術向上活動等、組織的な活動を通じて婦女子・高齢畜産農家等の支援を行う。もって生産基盤の維持拡大並びに農業生産の向上と農業経営の安定を図る。</p> <p>【内容】 子牛等の家畜共同出荷等の共同作業体制の確立・発展を図るとともに、研修会等の開催により生産技術の向上を図る</p> <p>【事務手順】 毎月のセリ市終了後実績報告を農協よりもらう 共同出荷費の振り替え依頼を農協へ申請 ・肉用牛低コスト生産組合育成補助 出荷班員14名 45,000円</p> <p>・肉用牛低コスト生産対策補助 町補助金3,000円×400頭分（子牛共同出荷1頭当たり7,000円）</p> <p>予算： 1,200,000円</p> <p>【14年度実績】 1,065,000円 子牛出荷実績 1,202頭 うち共同出荷 355頭</p>	<p>【目的】 肉用牛生産における家畜共同出荷等の共同作業、生産技術向上活動等、組織的な活動を通じて婦女子・高齢畜産農家等の支援を行う。もって生産基盤の維持拡大並びに農業生産の向上と農業経営の安定を図る。</p> <p>【内容】 子牛等の家畜共同出荷等の共同作業体制の確立・発展を図るとともに、研修会等の開催により生産技術の向上を図る。</p> <p>【事務手順等】 共同作業班からの実績報告に基づき、作業料金を口座引落し。 年度末にJAの子牛出荷に係る補助申請資料を作成。 毎月のセリ市終了後共同出荷班員が実績報告 農家負担金 6,000円（1頭当たり） 町補助金 4,500円 作業班員へ10,000円を支払う（500円は事故積立） 共同出荷費の振り替え依頼を農協へ申請</p> <p>【14年度実績】 1,997,500円 子牛出荷頭数 842頭 うち共同出荷 450頭</p>	<p>【目的】 肉用牛生産における家畜共同出荷等の共同作業、生産技術向上活動等、組織的な活動を通じて婦女子・高齢畜産農家等の支援を行う。もって生産基盤の維持拡大並びに農業生産の向上と農業経営の安定を図る。</p> <p>【内容】 毎月の子牛セリ市出荷に対し、一律に1頭当たり1,800円の助成を行う。</p> <p>【14年度実績】 1,134,000円 子牛出荷実績 649頭 うち共同出荷 630頭</p>

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	13 家畜共同出荷事業
調整の内容	家畜共同出荷事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整する		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>【目的】 肉用牛生産における家畜共同出荷等の共同作業、生産技術向上活動等、組織的な活動を通じて婦女子・高齢畜産農家等の支援を行う。もって生産基盤の維持拡大並びに農業生産の向上と農業経営の安定を図る。</p> <p>【内容】 子牛等の家畜共同出荷等の共同作業体制の確立・発展を図るとともに、研修会等の開催により生産技術の向上を図る。</p> <p>【事務手順等】 共同作業班からの実績報告に基づき、負担金通知書を発送。指定日に作業料金と事故積立を口座引落し。領収証の発行。 年度末にJAの子牛出荷に係る補助申請資料を作成。 年1回、母体である町和牛改良組合と同日に総会開催。</p> <p>霧島町肉用牛生産組合 組合員数119戸 同組合共同作業班 会員数9戸</p> <p>【14年度実績】 子牛出荷頭数 506頭 うち共同出荷 141頭 補助金なし（JA助成制度への申請） 市場上場 8頭 補助金なし 成牛出荷延べ 16頭 補助金なし</p> <p>【作業料金】 子牛（片道） 6,000円 市場上場 2,000円 成牛（郡内・片道） 8,000円 成牛（郡外・片道） 10,000円 共進会等（町内・往復） 8,000円 共進会等（町外・往復） 10,000円 出荷には別途事故積立金300円／頭を徴収</p>	<p>事業実施なし</p> <p>平成14年度子牛出荷実績 318頭 うち共同出荷 なし</p>	<p>肉用牛高齢飼育者子牛出荷助成事業</p> <p>【目的】 畜産振興のため高齢飼育者が有する豊富な経営能力並びに飼育技術を活かし、畜産経営の維持と活力ある生きがいがいづくりのため出荷助成金を交付する。</p> <p>【内容】 始良中央家畜市場に肉用牛を出荷し、つぎの要件を満たした者。 (1) 本人名義であること。 (2) 70歳以上の者及び、出荷日の月末までに満70歳に達した者。 (3) 年間2/3以上の日数を飼育管理に従事していると認められる者。 出荷子牛1頭につき、予算の範囲内で出荷経費の1/3以内とする。(2,000円)</p> <p>【14年度実績】 590,000円 (子牛出荷費6,000円／頭) ・14年度子牛出荷頭数 1,947頭 うち共同出荷 295頭</p>	<p>家畜共同出荷事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整する</p>

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	14 家畜導入事業
調整の内容	家畜導入事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、単独事業の制度内容については、合併までに調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>①特別導入事業（国庫） 実績なし</p> <p>【基金額】 基金総額平成14年度末 8,825,000円 貸付頭数平成14年度末 10頭</p> <p>②【市単独事業】 【目的】 畜産振興と経営の安定を図るため、あいら農業協同組合に無利子で融資する。 【内容】 (肉用牛) 成牛 300,000円 育成牛 500,000円 肥育牛 300,000円 (種豚) 系統豚 70,000円 その他 50,000円 肉豚100頭以上1頭当り2,000円 最高500,000円 【貸し付け目的】 肉用牛資源の確保と高齢者等の福祉の向上に資するため、国が定めた畜産総合対策事業要綱に基づき貸付を受けようとするものに貸し付けるもの 【内容】 貸付期間 5年間 貸付限度額 44万円 【14年度実績】 育成牛 79頭 肥育牛 18頭</p>	<p>①特別導入事業（国庫） 【目的】 町が肉用牛繁殖雌牛を購入し、当該農業者（導入対象者）に一定期間貸し付け後その者に譲渡する。 【導入対象者】 満60才以上 【貸付期間】 5年間 【貸付限度額】 50万円 【平成14年度導入実績】 2頭 【基金額】 基金総額平成14年度末 30,306,386円 貸付頭数平成14年度末 43頭</p> <p>②【町単独事業】 産肉能力優秀牛貸付基金事業 【目的】 町が肉用牛繁殖雌牛を購入し、当該農業者（導入対象者）に一定期間貸付後、その者に譲渡する。 【導入対象者】 町内に居住する農業者（年齢制限なし） 【貸付期間】 5年間 【貸付限度額】 50万円（特認80万円） 【平成14年度導入実績】 2頭</p>	<p>①特別導入事業（国庫） 【目的】 町が肉用牛繁殖雌牛を購入し、当該農業者（導入対象者）に一定期間貸し付け後その者に譲渡する。 【導入対象者】 横川町に住所を有し、肉用雌牛を継続して飼養することが確実な者。 【貸付期間】 子牛 5年間 成牛 3年間 【貸付限度額】 50万円 【平成14年度導入実績】 42頭 【事務手順】 横川町に在住し今後も本町において畜産業を継続して営むものが事前に申請し、町は適否を審査する。 導入後、貸付契約を締結する。（連帯保証人2名。印鑑証明書添付）基金取崩限度額を超える分は貸付対象者の自己負担。 貸付期間終了時に通知書とともに送付する納付書により譲渡価額を納付。（登録証の返還） 【基金額】 基金総額平成14年度末 47,247,681円 貸付頭数平成14年度末 110頭</p> <p>②【町単独事業】 実施なし</p>	<p>①特別導入事業（国庫） 【目的】 牧園町特別導入事業基金条例に基づき町が肉用牛繁殖雌牛を計画的に購入し貸付を受けようとする導入対象者に一定期間貸付後その者に譲渡する。 【導入対象者】 満20才以上（本町は山村振興法の適用地域） 【貸付期間】 子牛 5年間 成牛 3年間 【貸付限度額】 50万円 【購買頭数】 年間15頭以内 （基金残額を考慮して購入計画をしている） 【実績】 H14年度 13頭 6,182,331円 【基金額】 基金総額平成14年度末 32,500,000円 貸付頭数平成14年度末 58頭</p> <p>②【町単独事業】 実施なし</p>

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	14 家畜導入事業
調整の内容	家畜導入事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、単独事業の制度内容については、合併までに調整する。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>①特別導入事業</p> <p>【目的】 町が肉用牛繁殖雌牛を購入し、当該農業者（導入対象者）に一定期間貸し付け後その者に譲渡する。</p> <p>【導入対象者】 満20才以上（本町は山村振興法の適用地域）</p> <p>【貸付期間】 子牛 5年間 成牛 3年間</p> <p>【貸付限度額】 ・1経営体あたり500千円×3頭まで ・認定農業者にあつては5頭まで</p> <p>【基金額】 基金総額平成14年度末 24,718,218円 貸付頭数 平成14年度末 39頭</p> <p>②【町単独事業】 肥育牛等導入事業</p> <p>【目的】 畜産振興と肉用牛並びに酪農経営の安定を図るため、基金を設置し肥育素牛又は乳用牛の導入貸付。</p> <p>【導入対象者】 満20才以上</p> <p>【貸付期間】 2年</p> <p>【貸付限度額】 ・1経営体あたり400千円×10頭まで</p>	<p>①隼人町畜産特別導入事業</p> <p>【目的】 町が肉用牛繁殖雌牛を購入し、当該農業者（導入対象者）に一定期間貸し付け後その者に譲渡する。</p> <p>【導入対象者】 満60歳以上</p> <p>【貸付期間】 5年</p> <p>【貸付限度額】 44万円</p> <p>【基金額】 基金総額平成14年度末 7,375,257円 貸付頭数平成14年度末 16頭</p> <p>②【町単独事業】 実施なし</p>	<p>①福山町肉用牛特別導入事業</p> <p>【基金額】 41,423,311円</p> <p>【事業の内容】 肉用牛繁殖雌牛を計画的に購入し、肉用繁殖雌牛の貸付を受けようとする農業者に一定期間貸付後その者に譲渡する。</p> <p>【導入対象者】 福山町に住所を有し、肉用雌牛を継続して飼養することが確実な満35歳以上の者。</p> <p>【事務手順】 1貸付の申込 2貸付の決定 3導入家畜の購入 4導入家畜の引渡し 5基金からの取り崩し（最高50万円） 6貸付契約の締結 7譲渡対価を納付し導入家畜の譲渡とする</p> <p>【基金額】 基金総額平成14年度末 41,423,311円 貸付頭数平成14年度末 32頭</p> <p>②【町単独事業】 町有牛貸付基金</p> <p>【基金額】 60,000,000円 利率 2%（現在0.8%）</p> <p>【貸付期間】 5年（認定農家 7年）</p> <p>【貸付頭数】 3頭（認定農家 5頭）</p> <p>【貸付額】 導入価格の85%（認定農家 90%）</p>	<p>家畜導入事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、単独事業の制度内容については、合併までに調整する。</p>

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	15 家畜導入及び保留補助事業
調整の内容	家畜導入及び保留補助事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>【目的】 肉用牛優良雌牛群の整備により、資質の向上と、優良牛の適正保留と導入に対する経費の一部を助成する。</p> <p>【内容】 優良肉用牛の改良増殖に意欲があり畜産経営に継続性のある者、また、保留事業牛は市内及び郡内で生産され、郡子牛共進会において、優秀賞以上の成績を得た、肉用牛とする。</p> <p>1頭につき50,000円</p> <p>【平成14年度実績】 45頭 2,250,000円</p>	<p>優良牛保留事業</p> <p>【目的】 肉用牛優良雌牛群の整備により、資質の向上と、優良牛の適正保留と導入に対する経費の一部を助成する。</p> <p>【内容】 郡子牛品評会において、優等賞以上に認定された子牛を導入保留したもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セリ価格50万円を超えた分の1/2を補助(千円単位四捨五入) ・セリ価格56万円以下は一律30,000円 <p>※導入、セリ本人、自家保留評価いずれも対象になる。</p> <p>【平成14年度実績】 ①優良牛 24頭 ②自家保留 60頭 2,900,000円</p> <p>優良牛ブランド保留奨励事業(平成15年度より)</p> <p>【目的】 肉用牛の改良・増殖に功績のあった者に対して補助する。</p> <p>【内容】 ○郡共進会出品牛1頭当たり 30,000円 ○県共進会出品牛1頭当たり 100,000円</p>	<p>【目的】 畜産の主産地形成とその振興発展を図るため、農業者が家畜の改良繁殖を目的に優良牛の保留及び購入をする場合、その経費について助成を行う。</p> <p>【内容】 町内居住者の所有で、畜産業の振興に資すると思われる優良未経産牛で以下の種類で補助金を交付。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 郡保留牛 1頭当たり30,000円以内 2. 高育種価牛1頭当たり30,000円以内 <p>【事務手順等】 申請に基づき、年1回年度末において確認及び管理指導。適当なものには補助金交付。</p> <p>【平成14年度実績】 13頭 390,000円</p>	<p>【目的】 畜産の主産地形成とその振興発展を図るため、農業者が家畜の改良繁殖を目的に優良牛の保留及び購入をする場合、その経費について助成を行う。</p> <p>【内容】 町内居住者で優良繁殖用子牛・育成牛の導入、保留牛に対して補助を行う。</p> <p>1頭当たり40,000円以内</p> <p>【事務手順等】 申請に基づき年1回委員会で審査認定及び管理指導を行い、一定期間繁殖に供することを条件に認定する。</p> <p>【平成14年度実績】 20頭 800,000円</p>

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	15 家畜導入及び保留補助事業
調整の内容	家畜導入及び保留補助事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整する。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>【目的】 畜産の主産地形成とその振興発展を図るため、農業者が家畜の改良繁殖を目的に優良牛の保留及び購入をする場合、その経費について助成を行う。</p> <p>【内容】 町内居住者の所有で、畜産業の振興に資すると思われる優良未経産牛で以下の種類で補助金を交付。 1. 郡保留牛 1頭当たり30,000円以内 2. 優等牛 1頭当たり20,000円以内 3. 高育種価牛20千円以内（1又は2との重複可）</p> <p>【事務手順等】 申請に基づき、年2回町共進会において確認及び管理指導。適当なものには補助金交付。</p> <p>【平成14年度実績】 10頭 500,000円（1頭あたり50,000円）</p>	<p>・優良種畜導入保留事業補助</p> <p>【目的】 町内の乳牛、豚の資質向上、経営の安定を図るため</p> <p>【内容】 優良乳牛精液、優良種豚の導入に要する経費補助</p> <p>【平成14年度実績】 381,900円 種豚導入 22頭 乳用牛優良精液導入 33本</p>	<p>福山黒牛ブランド保留奨励事業</p> <p>【目的】 本町肉用牛の改良・増殖並びに福山黒牛の銘柄確立を図る。</p> <p>【内容】 始良家畜市場子牛品評会において入賞し町内保留された牛で次の条件のいずれかを満たした牛 ①町内産については脂肪交雑の育種価A以上、町外産については脂肪交雑の育種価H以上で発育・体積に優れたもの。 ②品評会で郡保留牛となったもの。 ③郡畜産共進会へ町代表として出品されたもの。 1頭当たり30,000円 ①と②を同時に満たした牛1頭当たり 50,000円 優秀賞対象牛は育種価数値の高い順とし予算の範囲内</p> <p>【事務手順】 選定委員が補助対象牛条件に該当する牛について検査を行い選定する。 検査の結果を選定委員より受け、町長が適当と認めたものにつき、補助金を交付する。</p> <p>【平成14年度実績】 34頭 1,020,000円</p>	<p>家畜導入及び保留補助事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整する。</p>

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	16 家畜排泄物処理施設等整備事業
調整の内容	家畜排泄物処理施設等整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容、補助金等については合併までに調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>肉用牛簡易牛舎施設設備事業</p> <p>【目的】 肉用牛の生産振興、経営の安定向上を図る。</p> <p>【事業】 7,000円(㎡当り)200㎡(限度) 350,000円</p> <p>【実績】 平成14年度 実績なし</p> <p>【平成15年度計画】 なし</p> <p>堆肥舎等施設整備事業</p> <p>【目的】 環境保全対策を推進し、堆肥者舎等の施設を整備することにより、環境保全型農業を確立し効率的・安定的な畜産経営の安定を図る。</p> <p>【事業】 15,000円(㎡当り)×1/3以内 限度額500,000円</p> <p>【実績】 平成14年度 なし</p> <p>【平成15年度計画】 1件、500,000円</p>	<p>事業名：家畜排せつ物適正管理促進事業</p> <p>【目的】 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が施行され、ふん尿処理施設の整備が急務となっている。そのために、堆肥舎建築費の一部を助成する。</p> <p>【内容】申請時10頭未満の農家で10頭以上の規模拡大計画のある者また、国県の補助事業以外で整備する者。 ・たい肥舎整備については、間伐材や古材等を有効利用し床はコンクリート構造とする。 ・補助額は事業費の1/5以内とし、30万円を限度とする。</p> <p>【平成14年度実績】 1棟 300,000円</p> <p>【平成15年度計画】 2棟 600,000円</p> <p>事業名：畜産環境整備施設改善事業</p> <p>【目的】 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、本町農畜産業の振興発展と環境保全型農業の推進に資する。</p> <p>【内容】 畜産農家等が堆肥舎・パドック牛舎の整備をするとき、経費の一部を助成。 ・パドック兼用堆肥舎については1㎡当り3,000円以内、増頭可能頭数1頭あたり50,000円以内でその合計額とし、補助金の最高限度額は、1,000千円とする。</p> <p>【事務手順等】 申請に基づき審査し、適当であれば補助金を交付する。</p> <p>【平成15年度計画】 (予算8棟分：4,910千円)</p>	<p>簡易堆肥舎設置事業</p> <p>【目的】 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、本町農畜産業の振興発展と環境保全型農業の推進に資する。</p> <p>【内容】 畜産農家等が堆肥舎・パドック牛舎の整備をするとき、経費の一部を助成。 ・堆肥舎については事業費の2分の1以内。限度額は300,000円 ・パドック兼用堆肥舎については1㎡当り5,000円以内とし、補助金の最高限度額は、900,000円</p> <p>【事務手順等】 申請に基づき審査し、適当であれば補助金を交付する。</p> <p>【平成14年度実績】 簡易堆肥舎 3棟 1,050,000円</p> <p>【15年度計画】 パドック牛舎 4棟 4,000,000円</p>	<p>簡易堆肥舎施設設置事業</p> <p>【目的】 生産振興と低コスト生産・環境保全を目指した簡易堆肥舎の整備を図り家畜糞尿の適正処理、堆肥としての有効利用など経営の安定向上を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 農畜産業を積極的に取組み環境保全型農業を目指し経営の規模拡大を図る者への施設整備に助成する。</p> <p>【金額】 総事業費の1/2を補助 但し、300,000円を限度とする。</p> <p>【平成14年度実績】 4棟 1,200,000円</p> <p>【平成15年度計画】 2棟 600,000円</p>

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	16 家畜排泄物処理施設等整備事業						
調整の内容	家畜排泄物処理施設等整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容、補助金等については合併までに調整する。								
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容						
<p>家畜排せつ物処理施設整備事業</p> <p>【目的】 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、本町農畜産業の振興発展と環境保全型農業の推進に資する。</p> <p>【内容】 畜産農家等が堆肥舎、貯留槽、浄化施設の整備をするとき、経費の一部を助成。事業費の3/10以内。限度額は個人で300,000円、3戸以上の共同利用の場合600,000円。</p> <p>【事務手順等】 申請に基づき審査し、適当であれば補助金を交付する。</p> <p>【平成14年度実績】 4棟 補助金1,200,000円 事業費6,094,000円</p> <p>【平成15年度計画】 3棟 補助金900,000円</p>	<p>堆肥舎等施設整備事業</p> <p>【目的】 堆肥舎等の施設を整備することにより、地域社会や自然と調和のとれた環境保全型農業を確立し、効率的・安定的な畜産経営の育成を図り、本町畜産の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 堆肥舎は、コスト低減を図るため簡易なものとし、床は不浸透性材料（コンクリート等）を使用し、側壁を設け、屋根は雨水等が入らないように設置してあるもの。</p> <p>【事業】 補助金の額は、事業費総額の三分の一以内とする。ただし、補助金交付限度額を500,000円とする。</p> <p>【平成14年度実績】 2棟分1,000,000円</p>	<p>環境保全対策簡易堆肥舎建設事業</p> <p>【目的】 今後の肉用牛経営の規模拡大と環境保全のために、簡易堆肥舎を建設し、堆肥の野積みによる公害防止と有機質完熟堆肥生産による環境保全対策を目的とする。</p> <p>【内容】 町内で肉用牛経営に積極的に取り組む者で、飼育頭数10頭以上（子牛は除く）で増頭計画を有し、既堆肥施設での処理スペースのない農家または堆肥の野積みが主となって環境対策が必要な農家。 事業に要した標準事業費の1/3以内に相当する額（㎡当りの標準単価を15,000円とする）を予算の範囲で助成し交付限度額を300,000円とする。 ・堆肥舎は、木造及び鉄骨平屋建スレート葺（畜産波板可）、床をコンクリート打ち、壁は一部ブロック積み又はコンクリートとする。 ・規模については家畜排せつ物算出基礎に基づき、1頭当り3~4㎡とし60㎡を基準とする。（10~20頭を基準）</p> <p>【平成14年度実績】 3棟建設 825,000円</p> <table border="0"> <tr> <td>72㎡</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>72㎡</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>45㎡</td> <td>225,000円</td> </tr> </table>	72㎡	300,000円	72㎡	300,000円	45㎡	225,000円	<p>家畜排泄物処理施設等整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容、補助金等については合併までに調整する。</p>
72㎡	300,000円								
72㎡	300,000円								
45㎡	225,000円								

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	17 畜産共進会
調整の内容	畜産共進会開催については、関係機関と実施方法等を協議し合併までに調整する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>【目的】 畜産農家の飼養している牛について、かねての管理や成長など総合的な審査の結果で牛の出品をしてお互いの飼養向上心を図る。</p> <p>【内容】 年2回春・秋に行われる共進会への出品に対し助成をする。</p> <p>【肉用牛】 市主催 市出展5,000円 郡出展10,000円 県出展50,000円</p> <p>J A 主催 郡出展5,000円</p> <p>【乳用牛】 郡出展10,000円 県出展30,000円</p> <p>グランドチャンピオントロフィー 5,250円</p> <p>食糧費《来賓者及び関係者等》 39,690円</p> <p>参加賞1頭につき 3,000円</p> <p>【平成15年度出品実績】 肉用牛 ・郡共進会 10頭 ・県共進会 なし</p> <p>ホルスタイン ・県共進会（予選会） なし ・県共進会 なし</p>	<p>【目的】 黒牛の銘柄確立に向けた畜産共進会への出品の補助をする。</p> <p>【内容】 年2回春・秋に行われる共進会への出品に対し助成をする。</p> <p>【平成14年度実績】 ①町品評会 春 60頭出品（支出なし） 秋 56頭出品 ・参加賞 56頭分×@5,000円=280,000円 ・団体賞 1位から3位まで 30,000円 ・審査員謝礼 20,000円 ・郡共出品牛トロフィー 62,475円 ・参加者おにぎり、牛乳 58,500円</p> <p>②郡共進会 春 15頭出品 秋 17頭出品 ・郡共出陳手当肉用牛（春、秋）ホル共 @20,000円 640,000円 ・郡共（県共）反省検討会 150,850円 ・郡審査協議会謝礼 15,000円</p> <p>③県共進会（出品なし） 予算額 ・県共出陳手当、肉用牛、ホルスタイン @50,000円 350,000円 ・県共進会出品激励会費 150,000円</p> <p>【平成15年度出品実績】 肉用牛 ・郡共進会 14頭 ・県共進会 5頭</p> <p>ホルスタイン ・県共進会（予選会） 6頭 ・県共進会 2頭</p>	<p>【目的】 黒牛の銘柄確立に向けた畜産共進会への出品の補助をする。</p> <p>【内容】 年2回春・秋に行われる共進会への出品に対し助成をする。</p> <p>町畜産共進会（秋季のみ）1頭当たり 5,000円（出品頭数によって増減あり） 郡畜産共進会（春・秋季）1頭当たり 12,000円 県 " 1頭当たり 18,000円 全国 " 1頭当たり 100,000円</p> <p>【平成15年度出品実績】 肉用牛 ・郡共進会 14頭（うち種雄牛 1頭） ・県共進会 なし</p> <p>ホルスタイン ・県共進会（予選会） なし ・県共進会 なし</p>	<p>【目的】 黒牛の銘柄確立に向けた郡・県畜産共進会への出品の補助をする。</p> <p>【内容】 年2回春・秋に行われる共進会への出品に対し助成をする。 秋季開催については地区の品評会への出品手数料として1頭当たり10,000円を助成する。</p> <p>郡畜産共進会 1頭当たり 20,000円 県 " 1頭当たり 100,000円 県和牛共進会 1頭当たり 50,000円</p> <p>ホルスタイン 県ホル共進会（予選会） 1頭当たり 20,000円 県 " 1頭当たり 100,000円</p> <p>【平成14年度出品実績】 （肉用牛） ・郡畜産共進会（春・秋） 14頭 280,000円 ・郡和牛 " 1頭 20,000円 ・県和牛 " 1頭 50,000円 （ホルスタイン） 県ホル共進会（予選会） 7頭 140,000円 県 " 1頭 100,000円 計 590,000円</p> <p>【平成15年度出品実績】 （肉用牛） ・郡畜産共進会（春・夏） 12頭 380,000円 ・県畜産 " 3頭 300,000円 （ホルスタイン） 県ホル共進会（予選会） 6頭 120,000円 県 " 3頭 300,000円 計 1,100,000円</p>

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	17 畜産共進会
調整の内容	畜産共進会開催については、関係機関と実施方法等を協議し合併までに調整する。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>【目的】 畜産の振興発展と家畜改良の促進を目的に共進会等の事業費の一部を助成する。</p> <p>【内容】 霧島町畜産振興協議会に補助金として交付し、協議会が運営する。</p> <p>①町共進会 ※春季（町・JA共催） ○14年度15頭出品 補助金なし ※秋季（町・JA共催） ○14年度23頭出品 補助金200,000円別途 JA助成100,000円あり ○単価5,000円～/頭（参加賞2,000～3,000円、運賃助成2,000円/頭、郡共副賞ほか） ○事業費 293,000円</p> <p>②郡共進会 ※春季 ○14年度出品 5頭・単価10,000円/頭 ○補助金 50,000円</p> <p>※秋季 ○14年度出品 11頭・単価10,000円/頭 ○補助金 110,000円</p> <p>③県共進会 ○14年度出品 なし・単価50,000円/頭</p> <p>④郡ホルスタイン共進会 ○14年度出品 6頭・単価10,000円/頭 ○補助金60,000円</p> <p>⑤県ホルスタイン共進会 ○14年度出品 1頭・○単価50,000円/頭 ○補助金50,000円</p> <p>【平成15年度出品実績】 肉用牛 ・郡共進会 12頭 ・県共進会 なし ホルスタイン ・県共進会（予選会） 4頭 ・県共進会 なし</p>	<p>【目的】 畜産の振興</p> <p>【内容】 畜産の振興を目的に開催される共進会への出品牛 及び共進会で決定した優秀牛等へ報償を贈呈する。</p> <p>【対象】 郡共進会への出品報償 県共進会への出品報償</p> <p>【報償の金額】 ①郡共進会への出品報償 5,000円（1頭当たり） ②県共進会への出品報償 30,000円（1頭当たり）</p> <p>○畜産振興対策協議会からの助成（町とJAにて構成） 補助金額 400,000円</p> <p>【対象】 町共進会への参加賞 町共進会への運賃助成 郡共進会への運賃助成 県共進会への運賃助成</p> <p>【金額】 ①町共進会への参加賞 3,000円相当記念品 町共進会への運賃助成 5,000円（1頭当たり） ②郡共進会への運賃助成 5,000円（1頭当たり） ③県共進会への運賃助成 5,000円（1頭当たり）</p> <p>【平成15年度出品実績】 肉用牛 ・郡共進会16頭（うち馬 1頭） ・県共進会 なし</p> <p>ホルスタイン ・県共進会（予選会） 10頭 ・県共進会 1頭</p>	<p>【目的】 畜産の振興を図る。</p> <p>【内容】 畜産の振興を目的に開催される各種共進会への運営費補助及び出品助成を行う。</p> <p>【平成14年度出品実績】 町秋季畜産共進会300,000円（参加頭数85頭） 郡畜産共進会 440,000円 10,000円/1頭 （肉用牛 春17頭・秋19頭・全共郡予選8頭） 県畜産共進会 250,000円 50,000円/1頭 全国和牛能力共進会県最終予選 100,000円 20,000円/1頭</p> <p>【平成15年度出品実績】 肉用牛 ・郡共進会 15頭 ・県共進会 2頭</p> <p>ホルスタイン ・県共進会（予選会） なし ・県共進会 なし</p>	<p>畜産共進会開催については、関係機関と実施方法等を協議し合併までに調整する。</p>

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	18 農業地域活性化イベント
調整の内容	農業地域活性化イベントは、当分の間新市において現行のとおり旧市町の範囲で実施する。ただし、内容等が類似しているものは、統廃合を含め検討する。		
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>国分市産業フェアと合同開催</p> <p>【商工観光で協議】</p>	<p>【名称】 溝辺町ふるさと祭り</p> <p>【目的】 町民総参加を基本に、溝辺ふるさと祭りを通して郷土を愛する意識を深め、夢と希望に満ちた「人輝く町みぞべ」の創出と活力ある社会をつくる。</p> <p>【主催】 溝辺ふるさと祭り運営委員会</p> <p>【共催】 溝辺町、町教育委員会、町議会、あいら農協、町農政推進協議会、町文化協会、町商工会、町社会福祉協議会、町自治公民館連絡協議会、町老人クラブ連合会、町青年団連絡協議会、町生涯学習推進会議</p> <p>【内容】 舞台発表、作品展示、各種イベント等</p> <p>【開催日】 11月2・3日</p> <p>【経費負担】 町 2,300,000円 JA 500,000円</p>	<p>【名称】 横川町ふるさと秋まつり</p> <p>【目的】 収穫の喜びと、地元への感謝を込め、生産者が育んだ野菜等を安価で購買できる機会と、交流を通じ、品質の改善、生産意欲の拡大につなぐ。</p> <p>【主催】 横川町農林業祭実行委員会</p> <p>【内容】 農産物品評会、即売、各種イベント</p> <p>【開催日】 毎年11月頃</p> <p>【経費負担】 町 650,000円 JA 100,000円</p>	<p>牧園町町民祭と合同開催</p> <p>社会教育（生涯学習）で協議</p>

協議事項	25-16-① 農林水産関係事業【農業】の取扱い	関係項目	18 農業地域活性化イベント
調整の内容	農業地域活性化イベントは、当分の間新市において現行のとおり旧市町の範囲で実施する。ただし、内容等が類似しているものは、統廃合を含め検討する。		
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>【名称】 花はきりしま菜の花ウォーク</p> <p>【目的】 都市住民との交流を行い、地域の恵まれた自然環境と中山間地域の農業を紹介する。また、地元農畜産物などを生かした料理を提供するとともに、特産品の販売・紹介をおこなう。</p> <p>【事業概要】 収穫後の水田に緑肥・景観作物として植栽した菜の花畑周辺をコースとしウォーク大会をおこなう。あわせて、特産品の販売・紹介を実施。</p> <p>【事業費】 1,000,000円 パンフレット作成 テント、音響レンタル 地元食材購入など</p> <p>【実施時期】 毎年3月下旬</p>	<p>【名称】 隼人町農業祭</p> <p>【目的】 農業を取り巻く環境が一段と厳しさを増す中、町民に広く地域の農林業をアピールし、豊かな村づくりと町農業の発展のために各農業団体（部会）が協力し、農業祭を開催することにより、農林業の振興及び生産者の意欲向上を図る。</p> <p>【主催】 隼人町・あいら農業協同組合 隼人町農業機能集団連絡協議会</p> <p>【運営】 隼人町農業祭実行委員会</p> <p>【内容】 農業者健康づくりスポーツ大会、農産物即売会、フリーマーケット、大抽選会</p> <p>【開催日】 毎年11月23日（予定）</p> <p>【経費負担】 町 600,000円 JA 600,000円</p>	<p>ふくふくフェスタと合同開催</p> <p>【商工観光で協議】</p>	<p>農業地域活性化イベントは、当分の間新市において現行のとおり旧市町の範囲で実施する。ただし、内容等が類似しているものは、統廃合を含め検討する。</p>

農林水産業関係【農業】事業 先進事例

上五島地域5町合併協議会（長崎県）

農林業振興事業については、国等の制度に基づくものは引き続き実施する。基本計画等は新町において作成し、協議会等推進体制については新町において設置する。補助制度については、合併までに調整する。ただし、合併初年度は、旧町の例による。利子補給及び融資制度については、合併までに調整する。ただし、合併までにかかる分については、現行どおり新町に引き継ぐ。農林業関係施設については、現行どおり新町に引き継ぎ、名称、使用料等は合併までに調整する。

西彼北部地域合併協議会（長崎県）

- 1 農林水産関係事業の取扱いについて、同一又は類似する事業はその振興を図るため統合又は再編を基本に、また、基盤整備、団体育成事業については継続を基本に、次の区分により調整する。
 - (1) 国又は県の補助事業及び継続事業については、新市においても引き続き実施する。
 - (2) 各町の単独事業については、合併までに統一できるよう調整に努める。
- 2 農林水産業の振興に関する各種計画については、新市において速やかに策定する。

三次市・双三郡・甲奴町合併協議会

1. 農業振興地域整備計画については、広島県による農業振興地域の指定が変更された後に新たな計画を策定するものとし、それまでの間、現行どおりとする。
2. 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想については、新市において新たに構想を策定するものとし、認定農業者制度の基準となる営農類型については地域の特性に配慮し設定する。
3. 農業振興の取扱いについては次のとおりとする。
 - (1) 生産調整制度については、国の動向を踏まえて、合併までに調整を図る。
 - (2) 作物振興に関する助成制度については、新市において総合的・体系的な制度を設け、積極的な支援に努める。
 - (3) 中山間地域等直接支払制度については、現行どおりとする。
 - (4) 利子補給制度については、合併時において継続しているものは現行どおりとする。
 - (5) 集落営農組織については、その活動を支援する。

高田郡六町村合併協議会（広島県）

- (1) 農業振興地域整備計画及び事業関連計画については、当面現行のとおりとし、新市において新たに計画を策定する。
- (2) 農業振興関係国・県補助事業については、新市においても引き続き実施する。
- (3) 農業振興施策及び農地流動化に係る各種事業については、担い手の育成及び農地の保全等を推進するため、新市において調整し実施する。
- (4) 生産調整事業については、国の施策の動向に対応し、新市において調整する。
- (5) 中山間地域等直接支払制度については、新市においても引き続き実施する。
- (6) 都市農村交流事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において事業の拡充を図る。

修善寺町外3町合併協議会（静岡県）

- (1) 農林水産関係事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 地域活性化イベントについては、新市において調整する。

一般職の職員の身分の取扱いについて(協定項目11)

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 1市6町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定により、すべて新市の職員として引継ぐものとする。
- 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- 3 職員の職名については、合併までに調整する。
- 4 給与については現給を保障し、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。

平成16年 3月11日 提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	1 1 一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	職員の定数等
調整内容	1 1市6町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定により、すべて新市の職員として引継ぐものとする。 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。		

各市町の現況																						
	国分市			溝辺町			横川町			牧園町			霧島町			隼人町			福山町			
	条例定数	実職員数	差引	条例定数	実職員数	差引	条例定数	実職員数	差引	条例定数	実職員数	差引	条例定数	実職員数	差引	条例定数	実職員数	差引	条例定数	実職員数	差引	
市町長部局	269	264	-5	78	74	-4	90	64	-26	113	104	-9	57	58	1	184	185	1	58	66	8	
議会事務局	6	6	0	2	2	0	2	2	0	3	3	0	2	3	1	4	4	0	2	3	1	
選挙管理委員会	2	2	0	1	兼務	-1	1	1	0	兼務2	兼務2	0	兼務1	兼務1	0	2	2	0	2	1	-1	
教育委員会	97	83	-14	22	16	-6	16	8	-8	16	14	-2	21	9	-12	47	42	-5	41	21	-20	
農業委員会	8	6	-2	3	2	-1	2	2	0	2	2	0	1(兼務1)	2	0	5	4	-1	3	2	-1	
監査委員	2	2	0	1	兼務	-1	1	兼務	-1	兼務2	兼務2	0	1(兼務1)	兼務1	0	0	0	0	兼務1	兼務1	0	
下記以外の小計	384	363	-21	107	94	-13	112	77	-35	134	123	-11	82	72	-10	242	237	-5	106	93	-13	
公営企業等	病院等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	
	水道	18	18	0	5	5	0	0	0	0	5	5	0	2	2	0	18	17	-1	4	4	0
	国保	9	9	0	1	1	0	2	2	0	3	3	0	3	3	0	7	7	0	4	4	0
	介護	5	5	0	3	3	0	2	2	0	3	3	0	3	3	0	7	7	0	2	2	0
	その他	0	0	0	0	0	0	1	1	0	3	3	0	4	4	0	3	3	0	0	0	0
	小計	32	32	0	9	9	0	5	5	0	14	14	0	12	12	0	38	37	-1	10	10	0
合計	416	395	-21	116	103	-13	117	82	-35	148	137	-11	94	84	-10	280	274	-6	116	103	-13	
地位別職員数	区分	人数(うち女性職員数)	職級	人数(うち女性職員数)	職級	人数(うち女性職員数)	職級	人数(うち女性職員数)	職級	人数(うち女性職員数)	職級	人数(うち女性職員数)	職級	人数(うち女性職員数)	職級	人数(うち女性職員数)	職級	人数(うち女性職員数)	職級	人数(うち女性職員数)	職級	
	部長級	8	8級																			
	課長級	29(1)	8級	16	7~8級	14	7~8級	22(0)	7~8級	13(1)	7~8級	30(1)	8級	21(1)	7~8級							
	課長補佐級	23(2)	7級	19(1)	6級	12	6級	17(2)	6~7級	18(4)	6~7級	45(6)	7級	27(3)	6~7級							
	係長級	51(3)	6~7級	9	5級	31(12)	4~5級	29(6)	5~6級	29(6)	4~6級	13(1)	6~7級	15(4)	4~6級							
	その他	232(88)	1~7級	50(18)	1~4級	25(9)	1~3級	67(36)	1~6級	17(3)	1~3級	166(52)	1~7級	40(12)	1~6級							
	一般行政職小計	343(94)	1~8級	94(19)	1~7級	82(21)	1~8級	135(44)	1~8級	77(14)	1~8級	254(60)	1~8級	103(20)	1~8級							
	係長級					該当なし									該当なし							
	その他	52(48)	通し号級	9(3)	通し号級		2	通し号級	7(1)	1~6級	20(10)	1~6級										
	技能労務職小計	52(48)		9(3)		2	7(1)		1~6級	20(10)	1~6級											
合計	395(142)		103(22)		82(21)		137(44)		84(15)		274(70)		103(20)									

※平成15年4月1日現在の数値である。

※国分市の職員数は、市立高校の教員数を除く数値である。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	1 1 一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	級別職務分類表
調整内容	3 職員の職名については、合併までに調整する。		

各市町の現況								
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	
一般行政職級別職務分類表	1級	吏員以外の職務	主事補又は技師補の職務	主事補又は技師補の職務	主事補又は技師補の職務	主事補又は技師補の職務	主事補及び技師補の職務	
	2級	吏員のうち知識又は経験を必要とする業務を行う職務	主事又は技師の職務	主事又は技師の職務	主事又は技師の職務	主事又は技師の職務	主事及び技師の職務	
	3級	吏員のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職務	主任又は主任技師の職務	主任の職務相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	主事又は技師の職務 高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	特に高度な知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務	主事又は技師の職務	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務
	4級	吏員のうち特に高度の知識又は経験を必要とする職務	主査又は技術主査の職務	係長又は主査の職務	主査又は技術主査の職務	主査又は技術主査の職務	主任主事又は主任技師の職務	主査若しくは係長及びこれらと同等の職務
	5級	主任、主査の職務又はこれに相当する職務	係長又は特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主査の職務	係長又は主査の職務	係長の職務、高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主査又は技術主査の職務	主幹の職務 特に高度な知識又は経験を必要とする主査の職務	主査の職務	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う係長及びこれらと同等の職務
	6級	1 係長、保育園長の職務又はこれに相当する職務 2 主任、主査の職務又はこれに相当する職務	課長補佐、事務長又は参事の職務	主幹の職務 課長補佐の職務	課長補佐の職務、高度な知識又は経験を必要とする業務を行う係長の職務、特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主査又は技術主査の職務	課長補佐 特に高度な知識又は経験を必要とする主幹又は主幹と同等の職務	係長又は主任の職務	主幹若しくは課長補佐の職務及びこれらと同等の職務
	7級	1 課長補佐、所長補佐、参事、主幹、室長、副園長、副館長、副所長の職務又はこれに相当する職務	課長、事務局長又は参事の職務	参事の職務 課長等の職務	課長、局(室)長、参事の職務、高度な知識又は経験を必要とする業務を行う課長補佐の職務	課長等の職務 特に高度な知識又は経験を必要とする課長補佐及び参事の職務	課長補佐、副参事、主幹又は相当官職の職務	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う課長補佐若しくは課長、室長、各委員会の事務局長及びこれらと同等の職務
	8級	総括行政監、まちづくり対策監、部長、教育次長、議会事務局長、工事監査監、課長、局長(議会事務局を除く)、議会事務局次長、園長、所長、事務長、館長、副工事監査監の職務又はこれに相当する職務	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う課長及び事務局長の職務課長及び事務局長の経験がある参事の職務	参事の職務 重要な業務を所掌する課長等の職務	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う課長、局(室)長、参事の職務	特に高度な知識又は経験を必要とする課長等の職務 課長等経験の参事の職務	課長等、参事又は相当官職の職務	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う課長、室長、各委員会の事務局の長及びこれらと同等の職務
技能労務職級別職務分類表	1級	1 技能職員の職務 2 労務職員の職務	技能・労務職については、現業職給料表が通し号給のため職務分類なし	該当なし	技能・労務職については、現業職給料表が通し号給のため職務分類なし	初級技能職員の職務 労務職員の職務	該当なし	
	2級	1 相当の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 2 相当の経験を必要とする労務職員の職務				初級技能職員の職務 労務職員の職務		
	3級	1 相当の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 2 相当の経験を必要とする労務職員の職務				技能職員の職務 相当の経験を必要とする労務職員の職務		
	4級	1 高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 2 相当の経験を必要とする労務職員の職務				相当の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 相当の経験を必要とする労務職員の職務		
	5級	1 高度の技能又は経験を必要とする職種の主任の職務又は職務の内容及び責任の程度がこれに準ずる業務を行う職務				高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務		
	6級	1 極めて高度の技能又は経験を必要とする職種の主任の職務又は職務の内容及び責任の程度がこれに準ずる業務を行う職務				特に高度の技能又は経験を必要とする職務		

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	1 1 一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	給料
調整内容	4 給与については現給を保障し、職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。		

各市町の現況							
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
設定給料表の種類	行政職給料表(一) 行政職給料表(二)	行政職給料表(一) 行政職給料表(二)	行政職給料表(一)	行政職給料表(一) 行政職給料表(二)	行政職給料表(一) 行政職給料表(二)	行政職給料表(一) 行政職給料表(二)	行政職給料表(一)
平均給料	353,300	331,500	304,300	348,700	317,900	342,700	344,300
平均年齢	42歳 1月	41歳10月	38歳 4月	43歳 8月	38歳11月	41歳 4月	42歳 9月
平均経年数	20年 2月	21年10月	18年 1月	23年 3月	15年 8月	20年 1月	22年 6月
初任給基準	<p>【正規の試験】 高卒 1級3号給 139,500円 大卒 2級2号給 171,500円</p> <p>【その他】 高卒 1級2号給 135,100円</p>	<p>【正規の試験】 高卒 1級3号級 139,500円 短大卒 1級5号級 149,200円 大卒 2級2号級 171,500円</p> <p>【その他】 高卒 1級2号級 135,100円</p>	<p>【正規の試験】 高卒 1級3号級 139,500円 短大卒 1級5号級 149,200円 大卒 2級2号級 171,500円</p> <p>【その他】 高卒 1級2号給 135,100円</p>	<p>【正規の試験】 高卒 1級3号給 139,500円 短大卒 1級5号給 149,200円 大卒 2級2号給 171,500円</p> <p>【その他】 高卒 1級2号給 135,100円</p>	<p>【正規の試験】 高卒 1級3号給 139,500円 短大卒 1級5号給 149,200円 大卒 2級2号給 171,500円</p> <p>【その他】 高卒 1級2号給 135,100円</p>	<p>【正規の試験】 高卒 1級3号給 139,500円 短大卒 1級5号給 149,200円 大卒 2級2号給 171,500円</p> <p>【その他】 高卒 1級2号給 135,100円</p>	<p>【正規の試験】 高卒 1級3号給 139,500円 短大卒 1級5号給 149,200円 大卒 2級2号給 171,500円</p> <p>【その他】 高卒 1級2号給 135,100円</p>
昇格昇給基準	<p>【昇格】 ・現に属する職務の級において級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数 【昇給】 ・定昇 1月1日、4月1日、7月1日、10月1日 ・特昇 成績：1年につき定数の15/100の範囲内 勲奨：50歳以上59歳及び勤続25年以上</p>	<p>【昇格】 ・現に属する職務の級において1年以上在級 ・上位の職務の級の決定に必要な資格を取得した場合 【昇給】 ・定昇 年1回：1月1日、4月1日、7月1日、10月1日 ・特昇 研修成績が特に良好：1号級上位(実施職員なし) 発明考案等による功績、公務のため顕著な功労があったことによる表彰又は顕彰受表彰等：1号級上位(実施職員なし) 勲奨：勤続20年以上、最高3号級 ・昇給停止：なし</p>	<p>【昇格】 ・現に属する職務の級において1年以上在級 ・上位の職務の級の決定に必要な資格を取得した場合 【昇給】 ・定昇 年1回：1月1日、4月1日、7月1日、10月1日 ・特昇 成績：一の年度について定数の15%、1号給 その他：研修成績特に優秀、1号給 発明考案等による研修、1号給 退職：定年・勲奨・死亡・自己都合の場合 20年以上勤続、1号給 ・退職予定特昇(勲奨の場合) 51歳から56歳に達する月末までに、3年以内の退職を申し出た者、3号級</p>	<p>【昇格】 ・現に属する職務の級において3年以上在級 ・上位の職務の級の決定に必要な資格を取得した場合 【昇給】 ・定昇 年1回：1月1日、4月1日、7月1日、10月1日 ・特昇 成績：予算の範囲内において2号給上位(実施職員ない) 勲奨：50歳以上及び勤続20年以上：3号給</p>	<p>【昇格】 ・上位の級への昇格に必要な在級年数 2級 1級在級年数2.5年(中級) 1級在級年数 5年(初級) 2級在級年数 3年 3級在級年数 4年 4級在級年数 2年 ・上位の職務の級に必要な資格を取得した場合 【昇給】 ・定昇 年1回：1月1日、4月1日、7月1日、10月1日 ・特昇 成績：昇給期間短縮(3月～12月) (実施職員なし) 退職：20年以上勤務 1号</p>	<p>【昇格】 ・現に属する職務の級において1年以上在級 ・上位の職務の級の決定に必要な資格を取得した場合 【昇給】 ・定昇 年1回：1月1日、4月1日、7月1日、10月1日 ・特昇 職員定数の15%内 ・昇給停止：実施なし ・勲奨退職制度あり、運用あり、退職時の特昇なし</p>	<p>【昇格】 ・職務に応じ、かつ資格基準に従い1級上位の級に決定 ・現に属する職務の級に1年以上在級 ・勤務成績が特に優秀である職員に対しては、必要経年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数とする 【昇給】 ・定昇 年1回：1月1日、4月1日、7月1日、10月1日 ・特昇 成績：特別昇給定数内の昇給 研修、表彰等による昇給 20年特昇 ・勲奨：50歳以上59歳(内規：3号級以内) ※ 運用なし</p>

定年退職予定者一覧表

市町名 年度 人数 金額		退職予定人員数（人）及び退職金支払い予定額（千円）							
		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	年度合計
16年度	人数	5	2	1	0	1	1	0	10
	金額	124,715	54,123	25,334	0	26,771	21,421	0	252,364
17年度	人数	7	1	0	3	1	6	2	20
	金額	150,134	26,955	0	73,671	24,084	170,816	55,830	501,490
18年度	人数	11	0	0	4	0	4	1	20
	金額	280,540	0	0	103,942	0	80,374	27,808	492,664
19年度	人数	16	5	3	4	3	13	4	48
	金額	411,969	117,295	82,351	97,539	83,425	359,557	110,166	1,262,302
20年度	人数	24	2	1	8	4	10	10	59
	金額	618,214	46,830	5,538	212,422	111,020	279,837	278,296	1,552,157
21年度	人数	18	0	4	4	1	9	5	41
	金額	392,944	0	107,869	100,203	28,022	246,257	134,062	1,009,357
22年度	人数	11	5	6	7	1	11	3	44
	金額	266,155	133,960	138,358	183,377	0	305,048	80,502	1,107,400
23年度	人数	11	6	3	5	0	9	3	37
	金額	209,155	158,331	82,380	128,058	0	253,899	80,307	912,130
24年度	人数	13	6	2	7	3	8	3	42
	金額	303,890	159,582	51,682	181,915	109,245	217,746	80,313	1,104,373
25年度	人数	13	2	1	5	1	9	1	32
	金額	254,238	53,127	25,506	116,448	20,162	254,020	26,356	749,857
合計	人数	129	29	21	47	15	80	32	353
	金額	3,011,954	750,203	519,018	1,197,575	402,729	2,188,975	873,640	8,944,094

※金額欄は千円単位とする。

市町村の合併の特例に関する法律

(職員の身分取扱い)

- 第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。
- 2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

地方公務員法

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

- 第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。
- 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。
- 3 特別職は、左に掲げる職とする。
- (1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
- (1の2) 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職
- (1の3) 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
- (2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
- (3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職
- (4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
- (5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

- 第24条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。
- 2 前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。
- 3 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- 4 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。
- 5 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。
- 6 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(分限及び懲戒の基準)

- 第27条 すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

- 2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。
- 3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

(降任、免職、休職等)

第28条 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

- (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。

4 職員は、第16条各号（第3号を除く。）の一に該当するに至つたときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

先進事例

・館山・安房9市町村合併協議会（千葉県）

- 1 1市7町1村の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 3 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。
- 4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については、現在の給料を保障する。また、合併後においても公平性の観点から必要な調整を行う。

・肝属東部合併協議会（鹿児島県）

- 1 4町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 3 職員の職名については、合併時に調整統一を図る。
- 4 給与については職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保証し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。

・宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会（愛媛県）

宇和島市、吉田町、三間町及び津島町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

（具体的内容調整）

- 1 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 2 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。
- 3 職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し、統一を図る。
- 4 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保障し、新市において速やかに給料の格差是正を行うものとする。

・高田郡六町村合併協議会（広島県）

- (1) 吉田町，八千代町，美土里町，高宮町，甲田町，向原町，安芸たかた広域連合，高田地区消防組合及び高田郡衛生施設管理組合の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員の職名及び職階については、合併までに調整するものとする。
- (3) 給与制度については、合併までに調整するものとする。なお、現職員の給料については、現給を保障し、合併後新市の給与制度との整合を図るよう調整するものとする。
- (4) 合併後の職員数については、定員適正化計画を策定し、適正化をすすめるものとする。

町名・字名の取扱いについて(協定項目19)

町名・字名の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 町・字の区域については、現行のとおりとする。
- 2 町・字の名称については、次のとおりとする。
 - (1) 国分市については、「国分市〇〇」を「霧島市国分〇〇」に置き換える。
 - (2) 溝辺町については、「始良郡溝辺町〇〇」を「霧島市溝辺〇〇」に置き換える。
 - (3) 横川町については、「始良郡横川町〇〇」を「霧島市横川〇〇」に置き換える。
 - (4) 牧園町については、「始良郡牧園町〇〇」を「霧島市牧園〇〇」に置き換える。
 - (5) 霧島町については、「始良郡霧島町〇〇」を「霧島市霧島〇〇」に置き換える。
 - (6) 隼人町については、「始良郡隼人町〇〇」を「霧島市隼人〇〇」に置き換える。
 - (7) 福山町については、「始良郡福山町〇〇」を「霧島市福山〇〇」に置き換える。
ただし、大字の「福山」については、「霧島市福山△△△番地」とする。

平成16年3月11日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴 丸 明 人

始良中央地区合併協議会の調整内容

協議事項	19 町名・字名の取扱い	関係項目	町名・字名の取扱い
調整の内容	1 町・字の区域については、現行のとおりとする。 2 町・字の名称については、次のとおりとする。 (1) 国分市については、「国分市〇〇」を「霧島市国分〇〇」に置き換える。 (2) 溝辺町については、「始良郡溝辺町〇〇」を「霧島市溝辺〇〇」に置き換える。 (3) 横川町については、「始良郡横川町〇〇」を「霧島市横川〇〇」に置き換える。 (4) 牧園町については、「始良郡牧園町〇〇」を「霧島市牧園〇〇」に置き換える。 (5) 霧島町については、「始良郡霧島町〇〇」を「霧島市霧島〇〇」に置き換える。 (6) 隼人町については、「始良郡隼人町〇〇」を「霧島市隼人〇〇」に置き換える。 (7) 福山町については、「始良郡福山町〇〇」を「霧島市福山〇〇」に置き換える。ただし、大字の「福山」については、「霧島市福山△△番地」とする。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
町数 32 大字数 21 小字数 974 【町名】 剣之字都町 広瀬三丁目 清水一丁目 広瀬四丁目 清水二丁目 清水三丁目 【大字名】 清水四丁目 重久 清水五丁目 清水 姫城南 姫城 名波町 郡田 山下町 台明寺 城山町 川原 中央一丁目 上小川 中央二丁目 野口 中央三丁目 野口西 中央四丁目 府中 中央五丁目 向花 中央六丁目 新町 野口町 松木 野口東 福島 野口北 広瀬 府中町 湊 向花町 上井 新町一丁目 川内 新町二丁目 敷根 松木町 下井 松木東 上之段 福島一丁目 福島二丁目 福島三丁目 広瀬一丁目 広瀬二丁目	大字数 5 小字数 465 【大字名】 有川 竹子 三縄 麓 崎森	大字数 3 小字数 485 【大字名】 上ノ 中ノ 下ノ	大字数 7 小字数 978 【大字名】 宿窪田 三体堂 万膳 下中津川 上中津川 持松 高千穂	大字数 4 小字数 185 【大字名】 田口 大窪 川北 永水	大字数 31 小字数 849 【大字名】 小浜 野久美田 小田 真孝 住吉 見次 内山田 朝日 内 姫城 東郷 西光寺 松永 嘉例川 野口 姫城一丁目 姫城二丁目 姫城三丁目 東郷一丁目 松永一丁目 松永二丁目 神宮一丁目 神宮二丁目 神宮三丁目 神宮四丁目 神宮五丁目 神宮六丁目 内山田一丁目 内山田二丁目 内山田三丁目 内山田四丁目	大字数 4 小字数 485 【大字名】 福山 福地 福沢 佳例川

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資

協定項目	19 町名・字名の取扱い	関係項目	町名・字名の取扱い
------	--------------	------	-----------

1市6町における取扱いパターン

市町名	町数	大字数	小字数	現在の住所表示例	①旧市郡名及び旧町名を新市に置き換え、市町の文字の表示をしない	②旧市郡名を新市に置き換え、市の文字の表示をしない	③旧市郡及び旧町名を新市に置き換える
国分市	32	21	974	国分市中央○丁目○番○号 国分市清水○○○番地 国分市向花町○○○番地	霧島市国分中央○丁目○番○号 霧島市国分清水○○○番地 霧島市国分向花町○○○番地	霧島市国分□中央○丁目○番○号 霧島市国分□清水○○○番地 霧島市国分□向花町○○○番地	霧島市中央○丁目○番○号 霧島市清水○○○番地 霧島市向花町○○○番地
溝辺町	—	5	465	始良郡溝辺町有川○○○番地	霧島市溝辺有川○○○番地	霧島市溝辺町有川○○○番地	霧島市有川○○○番地
横川町	—	3	485	始良郡横川町中ノ○○○番地	霧島市横川中ノ○○○番地	霧島市横川町中ノ○○○番地	霧島市中ノ○○○番地
牧園町	—	7	978	始良郡牧園町宿窪田○○○番地	霧島市牧園宿窪田○○○番地	霧島市牧園町宿窪田○○○番地	霧島市宿窪田○○○番地
霧島町	—	4	184	始良郡霧島町田口○○○番地	霧島市霧島田口○○○番地	霧島市霧島町田口○○○番地	霧島市田口○○○番地
隼人町	—	31	849	始良郡隼人町内山田○丁目○番○号 隼人町見次○○○番地	霧島市隼人内山田○丁目○番○号 霧島市隼人見次○○○番地	霧島市隼人町内山田○丁目○番○号 霧島市隼人町見次○○○番地	霧島市内山田○丁目○番○号 霧島市見次○○○番地
福山町	—	4	485	始良郡福山町福山○○○番地 始良郡福山町佳例川○○○番地	霧島市福山○○○番地 (大字の福山は旧町名を非表示) 霧島市福山佳例川○○○番地	霧島市福山町福山○○○番地 (二重表記) 霧島市福山町佳例川○○○番地	霧島市福山○○○番地 霧島市佳例川○○○番地
備考					地方自治法第260条の手続きが必要となる。	地方自治法第260条の手続きが必要となる。	地方自治法第260条の手続きは必要ない。

(市町村内の町又は字の区域)

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

始良中央地区合併協議会の調整内容

協定項目	19 町名・字名の取扱い	関係項目	参考資料
------	--------------	------	------

◎町名・字名に関する実際の変更手続き

過去の合併事例や現在他県で設置されている先進法定合併協議会では、そのほとんどが町名・字名の取扱いについては、合併時の混乱を避けるために必要最小限にとどめ、できる限り従来の町名・字名をそのまま使用する取扱いとしている。

ただし、合併関係市町間で、同一又は類似の町名・字名が存在していると、住民登録、登記、郵便など住民生活に大きな影響を及ぼすこととなるので、この部分についてのみ変更をする取扱いをしている。

町・字の区域及び名称の変更手続は、地方自治法第260条で「町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更する場合」は、市町長が当該市町議会の議決を経て、これを定め、知事に届け出なければならないこととされている。

この手続は、「市町村長の提案」→「市町村議会の議決」→「知事への届出」→「知事の告示」→「効力発生」となるが、この処分は新市において行うべきものであることから、この手続きのとおりに行うと、合併と同時に施行させることができず、新市の発足時には、新市の名称だけが変更され、その後町名以下が変更されることになり、二度手間ですべて住民に多大な影響を及ぼすことになってしまう。

こうしたことから、実際の手続きは、合併の日に合併市町村の長の職務執行者が、合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分を行い、同日で知事へ届出を行い、効力発生要件となる知事の告示は、事前に県と十分連携を取った上で、合併の日付で行ってもらい、新市の初議会で専決処分の承認を求めることとなる。(ただし、町・字の名称変更の手続は、合併前に当該区域の属する関係市町の議会で議決を経て、知事に届けることも可能。)

◎町名・字名の変更手続きの流れ(例)

事務手続き関係法令

- H16.9 1市6町の議会において廃置分合の議決
- H16.12 県議会において廃置分合の議決
知事による廃置分合の決定
- H17.2 総務大臣告示
- H17.2 新市長職務執行者による「町・字の名称の変更」の専決処分
(合併日) 知事への届出 自治法260条
知事の告示(効力発生) 自治法260条

新市初議会 専決処分の承認

[参考事項]

- ※「町若しくは字の区域を新たに画し」には、新しい町名又は字名を付ける場合も含まれる。(30.12.6 行政実例)
- ※「字」には、いわゆる字のみならず、「大字」、「小字」も含まれる。(23.8.9 自発519号)
- ※市町村の区域内の一定の区域を「町」というときがあるが、「字」と同様に考えてよい。(23.8.9 自発519号)
- ※市の廃置分合に際し、旧市町の字の区域と名称をそのまま新市の字の区域と名称とする場合には、自治法第260条の手続は不要である。(30.3.30 行政実例)

始良中央地区合併協議会の調整内容

協定項目	19 町名・字名の取扱い	関係項目	参考資料
------	--------------	------	------

住所変更手続き(先進地参考事例)

◎合併時に住所変更手続きが必要ないと考えられるもの

- | | |
|-------------------------|--|
| 1 住民票 | 24 介護保険特定標準負担額減額認定証（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する証書） |
| 2 戸籍 | 25 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証 |
| 3 印鑑登録証 | 26 訪問介護利用者負担額減額認定証（法施行時の訪問介護利用者等の利用者負担額軽減措置） |
| 4 外国人登録証 | 27 保育所、学校等への住所変更手続き |
| 5 老人保健医療受給者証 | 28 原動機付き自転車（125CC以下のバイク）及び小型特殊自動車の標識（ナンバープレート）と交付証明書 |
| 6 老人保健特定疾病療養受療証 | 29 犬の飼い主の住所 |
| 7 老人医療 入院時に係る減額認定証 | 30 自動車運転免許証 |
| 8 重度心身障害者等医療費受給資格者証 | 31 各種自動車の使用者・所有者の住所（自動車検査証） |
| 9 母子家庭等医療費受給資格者証 | 32 自動車保管場所証明書 |
| 10 乳幼児医療費受給資格者証 | 33 旅券(パスポート) |
| 11 母子健康手帳 | 34 国民年金被保険者及び国民年金・厚生年金の受給者の住所 |
| 12 児童扶養手当証書 | 35 国民年金基金加入者及び受給者の住所 |
| 13 児童手当 | 36 不動産（土地・建物）登記簿の「所在」（表題部） |
| 14 特別児童扶養手当証書 | 37 不動産登記簿に登録された所有者、抵当権者及び仮登記権利者等の住所（甲区・乙区） |
| 15 身体障害者手帳 | |
| 16 療育手帳 | |
| 17 精神障害者保健福祉手帳 | |
| 18 精神障害者通院医療費公費負担患者証 | |
| 19 国民健康保険被保険者証（国民健康保険証） | |
| 20 国民健康保険標準負担額減額認定証 | |
| 21 国民年金被保険者の住所 | |
| 22 介護保険被保険者証 | |
| 23 介護保険標準負担額減額認定証 | |

始良中央地区合併協議会の調整内容

協定項目	19 町名・字名の取扱い	関係項目	参考資料(関係法令抜粋)
------	--------------	------	--------------

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(市町村の廃置分合及び境界変更)

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基き、総務大臣がこれを定める。

4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6 第1項の規定による届出を受理したとき、又は第3項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 第1項又は第3項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

(市町村内の町又は字の区域)

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

不動産登記法

第59条 行政区画又ハ其名称ノ変更アリタルトキハ登記簿ニ記載シタル行政区画又ハ其名称ハ当然之ヲ変更シタルモノト看做ス字又ハ其名称ノ変更アリタルトキ亦同シ

登録免許税法

(非課税登記等)

第5条 次に掲げる登記等(第4号又は第5号に掲げる登記又は登録にあつては、当該登記等がこれらの号に掲げる登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して受けるものに限る。)については、登録免許税を課さない。

1 国又は別表第2に掲げる者がこれらの者以外の者に代位してする登記又は登録

2 登記機関(登記官又は登記以外の登記等をする官庁若しくは団体の長をいう。以下同じ。)が職権に基づいてする登記又は登録で政令で定めるもの

3 商法(明治32年法律第48号)第2編第4章第7節(会社の整理)又は第9節第2款(特別清算)の規定による株式会社の整理又は特別清算に関し裁判所の嘱託によりする登記又は登録

4 住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第3条第1項及び第2項又は第4条(住居表示の実施手続等)の規定による住居表示の実施又は変更に伴う登記事項又は登記事項の変更の登記又は登録

5 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更(その変更に伴う地番の変更及び次号に規定する事業の施行に伴う地番の変更を含む。)に伴う登記事項又は登録事項の変更の登記又は登録

町名・字名の取扱い 先進事例

指宿地区4市町合併協議会(鹿児島県)

- 1 4市町の町・字の区域については、従前のおりとする。
- 2 町・字の名称については、次のとおりとする。
 - ① 指宿市においては、「指宿市**」を「〇〇市指宿**」に置き換えるものとする。
 - ② 山川町においては、「揖宿郡山川町**」を「〇〇市山川**」に置き換えるものとする。
 - ③ 穎娃町においては、「揖宿郡穎娃町**」を「〇〇市穎娃**」に置き換えるものとする。
 - ④ 開聞町においては、「揖宿郡開聞町**」を「〇〇市開聞**」に置き換えるものとする。

日置合併協議会(鹿児島県)

字の区域は、現行どおりとし、現行の字の名称の前に当該字の属する地方公共団体の名称を付し、字の名称を変更する。

川薩地区法定合併協議会(鹿児島県)

町名・字名の取扱いについては、地域の歴史や文化の継続性、住民生活への影響等に配慮するとともに、地域住民の意向を尊重し、次のとおり調整するものとする。

- 1 川内市については、現行のおりとする。
- 2 樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町については、従前の町名を従前の大字に冠したのものをもって、大字とする。
- 3 里村、上甑村、下甑村、鹿島村については、従前の村名を町名とし、これを従前の大字に冠したのものをもって、大字とする。

宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会(愛媛県)

- 1 4市町の町・字の区域については、従前のおりとする。
- 2 町・字の名称については、次のとおりとする。

宇和島市は現行のおりとする。
吉田町・三間町・津島町については「大字」を表示せず、北宇和郡を宇和島市に置き換えるものとする。

下五島一市五町合併協議会(長崎県)

・町、字の区域については、現行のおりとする。
・福江市の町(まち)の名称については、現行のおりとする。
・5町の字の名称については、□□郷の「郷」を削除し、現行の町名の後に付けて、新市の町(まち)の名称とする。
例えば、福江市中央町の場合は「〇〇〇市中央町△△番地」とし、富江町狩立郷の場合は「〇〇〇市富江町狩立△△番地」とし、他町についても同じとする。なお、「〇〇〇市」とあるのは、新市の名称である。

三次市・双三郡・甲奴町合併協議会(広島県)

新市の町の区域及び名称は、三次市においては現行のおりとし、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町及び甲奴町においては、それぞれ君田町、布野町、作木町、吉舎町、三良坂町、三和町及び甲奴町という町の区域を設定する。君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町及び甲奴町の大字名については、現行の大字名から「大字」を削除し、区域は現行のおりとする。

津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会(香川県 現さぬき市)

- (1) 字の区域は従前のおりとする。
- (2) 町、字の名称について
 - ① 津田町、大川町、寒川町においては、「大川郡」を「さぬき市」に置き換える。
例えば、「大川郡津田町津田〇番地」は「さぬき市津田町津田〇番地」になります。
 - ② 志度町においては、「大川郡志度町大字」を「さぬき市」に置き換える。
例えば、「大川郡志度町大字志度〇番地」は「さぬき市志度〇番地」になります。
 - ③ 長尾町においては、原則として「大川郡長尾町」を「さぬき市」に置き換える。但し、字名「西」、「東」、「名」については、各々「長尾西」、「長尾東」、「長尾名」に変更する。
例えば、「大川郡長尾町西〇番地」は「さぬき市長尾西〇番地」になります。
また、「多和」については、「大川郡長尾町多和字」を「さぬき市多和」に置き換える。
例えば、「大川郡長尾町多和字相草上〇番地」は「さぬき市多和相草上〇番地」になります。

その他事業【指定金融機関等】の取扱いについて（協定項目25-27-①）

その他事業【指定金融機関等】の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

指定金融機関等については、合併までに調整する。

平成16年3月11日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-27-① その他事業	関係項目	指定金融機関等について
調整の内容	1 指定金融機関等については、合併までに調整する。		

各市町の現況			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【指定金融機関】 ・鹿児島銀行（昭和37年4月1日指定）	【指定金融機関】 ・あいら農業協同組合 （昭和62年10月1日指定）	【指定金融機関】 ・あいら農業協同組合 （平成12年4月1日指定）	【指定金融機関】 ・鹿児島銀行（平成10年9月1日指定）
【収納代理金融機関】 ・南日本銀行国分支店 ・宮崎太陽銀行国分支店 ・鹿児島信用金庫国分支店 ・鹿児島相互信用金庫国分支店 ・鹿児島県信用組合国分支店 ・あいら農業協同組合 ・国分郵便局 （全機関昭和56年5月31日指定）	【収納代理金融機関】 ・鹿児島銀行加治木支店 ・鹿児島銀行加治木支店鹿児島空港出張所 ・鹿児島県信用組合加治木支店 （全機関昭和62年10月1日指定） ・溝辺郵便局（平成10年4月1日指定） ・福岡貯金事務センター（〃）	【収納代理金融機関】 ・鹿児島銀行横川支店 ・鹿児島信用金庫栗野支店 ・横川郵便局 ・福岡貯金事務センター （全機関平成12年4月1日指定）	【収納代理金融機関】 ・鹿児島信用金庫牧園支店 ・あいら農業協同組合 ・牧園郵便局 （全機関平成10年9月1日指定）
【指定の手続き】 ・指定金融機関の場合 国分市告示 昭和36年12月18日 「国分市指定金融機関契約書」 （昭和37年4月1日締結）	【指定の手続き】 ・指定金融機関の場合 昭和62年6月19日議決 「溝辺指定金融機関契約書」 （昭和62年6月19日締結）	【指定の手続き】 ・指定金融機関の場合 平成11年6月17日議決 「横川町指定金融機関に関する契約書」 （平成12年12月17日締結）	【指定の手続き】 ・指定金融機関の場合 平成10年6月23日議決 「牧園町指定金融機関契約書」 （平成10年9月1日締結）

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-27-① その他事業	関係項目	指定金融機関等について
調整の内容	1 指定金融機関等については、合併までに調整する。		

各市町の現況			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【指定金融機関】 あいら農業協同組合 (平成15年10月1日指定)	【指定金融機関】 鹿児島銀行 (昭和59年8月1日指定)	【指定金融機関】 あいら農業協同組合 (平成13年11月1日指定)	1 指定金融機関等については、合併までに調整する。
【収納代理金融機関】 ・鹿児島銀行国分支店 (平成15年10月1日) ・霧島郵便局 (平成15年10月1日)	【収納代理金融機関】 ・南日本銀行隼人支店 (昭和60年4月1日) ・鹿児島信用金庫隼人支店 (昭和60年4月1日) ・鹿児島相互信用金庫隼人支店 (昭和60年4月1日) ・鹿児島県信用組合隼人支店 (昭和60年4月1日) ・あいら農業協同組合 (昭和60年4月1日) ・隼人郵便局 (平成8年6月1日)	【収納代理金融機関】 ・鹿児島銀行国分支店 ・鹿児島信用漁業協同組合 ・福山郵便局 ・福岡貯金事務センター (全金融機関平成13年11月1日指定)	
【指定の手続き】 ・指定金融機関の場合 平成15年3月10日議決 「霧島町指定金融機関に関する契約書」 (平成15年5月28日締結)	【指定の手続き】 ・指定金融機関の場合 昭和59年6月29日議決 「隼人町指定金融機関契約書」 (昭和59年8月1日締結)	【指定の手続き】 ・指定金融機関の場合 福山町告示 平成13年11月16日 「福山町指定金融機関契約書」 (平成13年11月16日締結)	

その他事業【指定金融機関等】取扱い 先進事例

新市名・合併協議会名 (合併予定期日)	調 整 方 針	備 考
七尾市 七尾・鹿北合併協議会 (平成 16 年 10 月 1 日)	指定金融機関等については、現行の金融機関を基本とし、合併時までに調整する。	調整方針を協議会で承認後、分科会・専門部会で協議し内部決定をし、その後、協議会へ報告
能美市 根上町・寺井町・辰口町合併協議会 (平成 17 年 2 月 1 日)	指定金融機関及び収納代理金融機関については、3 町内に事業所を有する全ての金融機関を基本とし、合併時までに調整する。	調整方針を協議会で承認後、分科会・専門部会で協議し内部決定をし、その後、協議会へ報告
養父郡合併協議会 八鹿町・養父町・大屋町・関宮町 (平成 16 年 4 月 1 日)	指定金融機関等については、合併時に統一する。	調整方針を協議会で承認後、分科会・専門部会で協議し内部決定をし、その後の協議会へ報告はなし
川薩地区法定合併協議会 川内市・樋脇町・入来町・東郷町 祁答院町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村 (平成 16 年 10 月 20 日)	指定金融機関については、9 市町村の指定金融機関の中から合併までに定める。	調整方針を協議会で承認後、分科会・専門部会で協議し内部決定をし、その後、協議会へ報告
日置地区合併協議会 東市来町・伊集院町・日吉町・吹上町 金峰町 (平成 17 年 2 月 28 日)	指定金融機関については、現在 3 町が指定している 2 つの金融機関の中から、合併時までに統一するよう調整する。 また、収納代理金融機関については、住民の利便性を考慮し、5 町内にある金融機関を指定できるよう合併時までに調整する。	調整方針を協議会で承認後、分科会・専門部会で協議し内部決定をし、その後、協議会へ報告

指定金融機関等に関する関係法令

参考資料

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（金融機関の指定）

第 235 条 （第 1 項省略）

- 2 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

（指定金融機関等）

第 168 条 （第 1 項省略）

- 2 市町村は、地方自治法第 235 条第 2 項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納及び支払の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。
- 4 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。
- 5 指定金融機関を指定していない市町村の長は、必要があると認めるときは、収入役をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該市町村の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。
- 6 前 2 項の規定により収納の事務の一部を日本郵政公社に取り扱わせる場合においては、郵便振替法第 58 条に規定する公金に関する郵便振替の方法により取り扱わせるものとする。
- 7 第 1 項又は第 2 項の金融機関を指定金融機関と、第 3 項の金融機関を指定代理金融機関と、第 4 項の金融機関を収納代理金融機関と、第 5 項の金融機関を収納事務取扱金融機関という。
- 8 普通地方公共団体の長は、指定代理金融機関又は収納代理金融機関を指定し、又はその取消しをしようとするときは、あらかじめ、指定金融機関の意見を聴かなければならない。
- 9 普通地方公共団体の長は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関又は収納事務取扱金融機関を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

協 議 事 項	25-27-① その他事業	関 係 項 目	指定金融機関等について
調 整 の 内 容	1 指定金融機関等については、合併までに調整する。		

●新設合併の場合の指定金融機関の指定

合併関係市町村は、合併の前日に指定金融機関の指定の取消しと契約解除を行う必要がある。

金融機関の指定の取消しに当たっては、法令上、議会の議決を必要とするものではないので、合併関係市町村は、それぞれの指定金融機関との契約を解除し、合併の日に新市町村において、1つの金融機関を職務執行者の専決処分により指定し、契約を締結することとなる。

なお、指定金融機関を指定する専決処分は、地方自治法第179条の規定によるものなので、新市の最初の議会に報告し、承認を求めなければならない。

※ 一般的には、指定金融機関の指定においては、議会の議決が必要である。（地方自治法施行令第168条第2項）

追加参考法令

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

指定金融機関選定フロー

